玉名圏域定住自立圏共生ビジョン

（平成２９～令和３年度）

熊本県玉名市

目　　次

１　定住自立圏及び圏域を形成する市町の名称　・・・・・・　2

（１）定住自立圏の名称

（２）圏域を形成する市町の名称

２　圏域の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

（１）玉名圏域の概況

（２）構成市町の概況

（３）都市機能の集積状況

３　圏域の将来像　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21

４　定住自立圏共生ビジョンの期間　・・・・・・・・・・・・　22

５　定住自立圏共生ビジョンの進捗管理　・・・・・・・・・・　22

６　定住自立圏形成協定に基づく具体的取組　・・・・・・・・　23

１　生活機能の強化に係る政策分野

２　結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

３　圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

７　資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　55

（１）玉名圏域定住自立圏形成の経緯

（２）中心市宣言

（３）玉名圏域定住自立圏形成協定書

（４）玉名圏域定住自立圏形成推進会議規約

（５）玉名圏域定住自立圏形成推進会議推進体制

（６）玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

1　定住自立圏及び圏域を形成する市町の名称

（1）定住自立圏の名称

玉名圏域定住自立圏

（2）圏域を形成する市町の名称

玉名市、玉東町、和水町、南関町

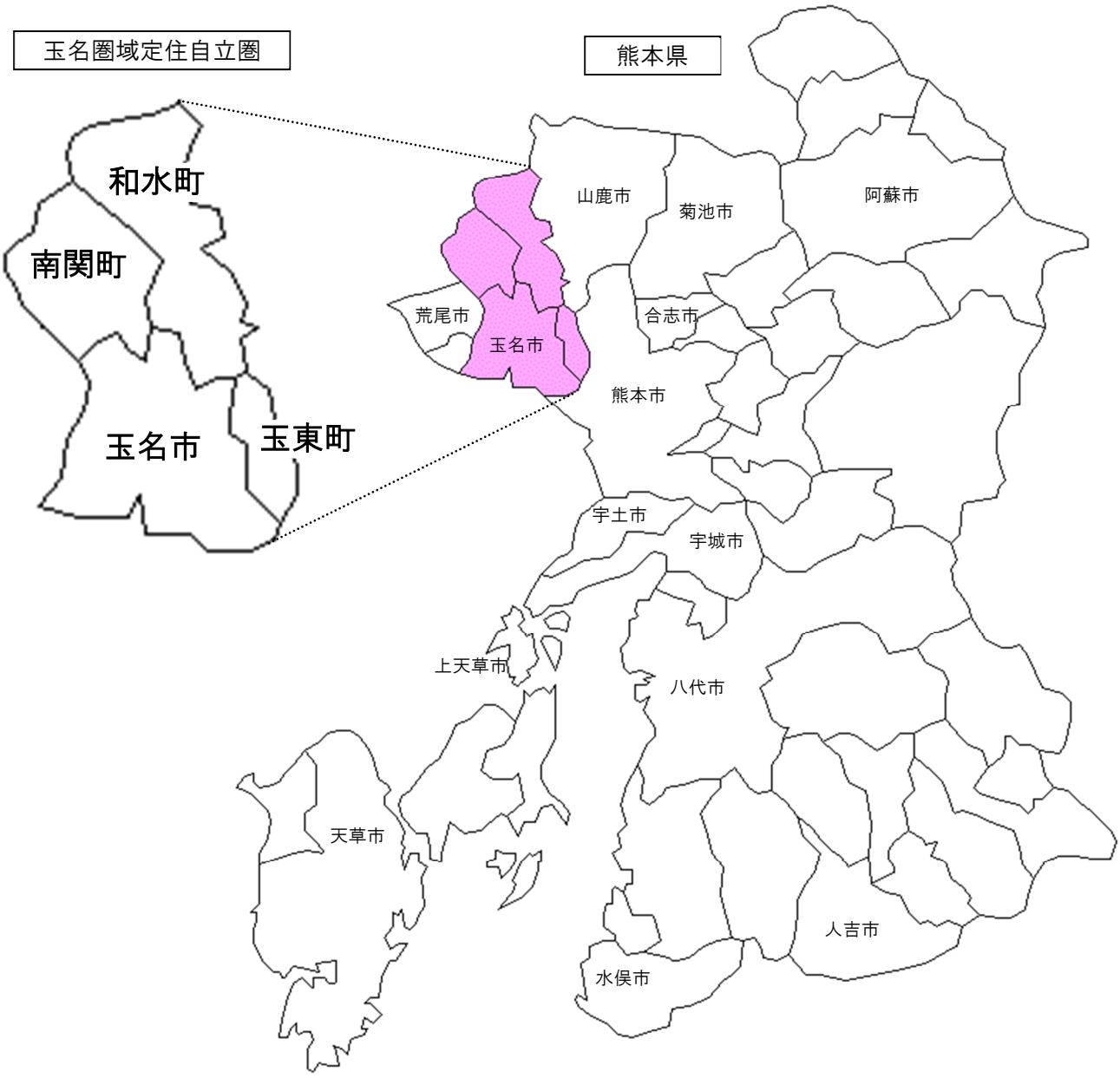

2　圏域の概況

（1）玉名圏域の概況

①　人口

ア　人口の推移

2015年（平成27年）の国勢調査による玉名圏域の人口は、92,024人で、20年前（1995年（平成7年））の同調査時の人口と比較して△11,892人、11.4%の減少となっています。

これは、本圏域に限らず、日本全体を見ても2008年（平成20年）から継続した人口減少となっており、国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計によると、2040年（平成52年）の日本の総人口を110,919千人と推計し、2015年と比較して△16,176千人、12.7%の減少に、また、本圏域の推計人口は、2040年には58,455人と推計し、2015年と比較して△24,391人、29.4%の減少で、国の減少率と比べ、顕著に人口減少の進展が現れ、三大都市圏も地方圏も人口が減少していくという過密なき過疎の時代の到来にあり、特に地方圏の将来は極めて厳しい状況になることが予想されています。

また、本圏域の年齢3区分別の推計人口は、2010年から2040年までの30年間で、「15歳未満」が△4,492人、「15歳以上65歳未満」が△25,073人、「65歳以上」が△1,398人とすべての区分で減少し、人口に占める「65歳以上」の割合は、29.5%から41.2%になるなど、少子高齢化がより一層進行することが予測されています。

〈図表1-1　人口等の推移〉

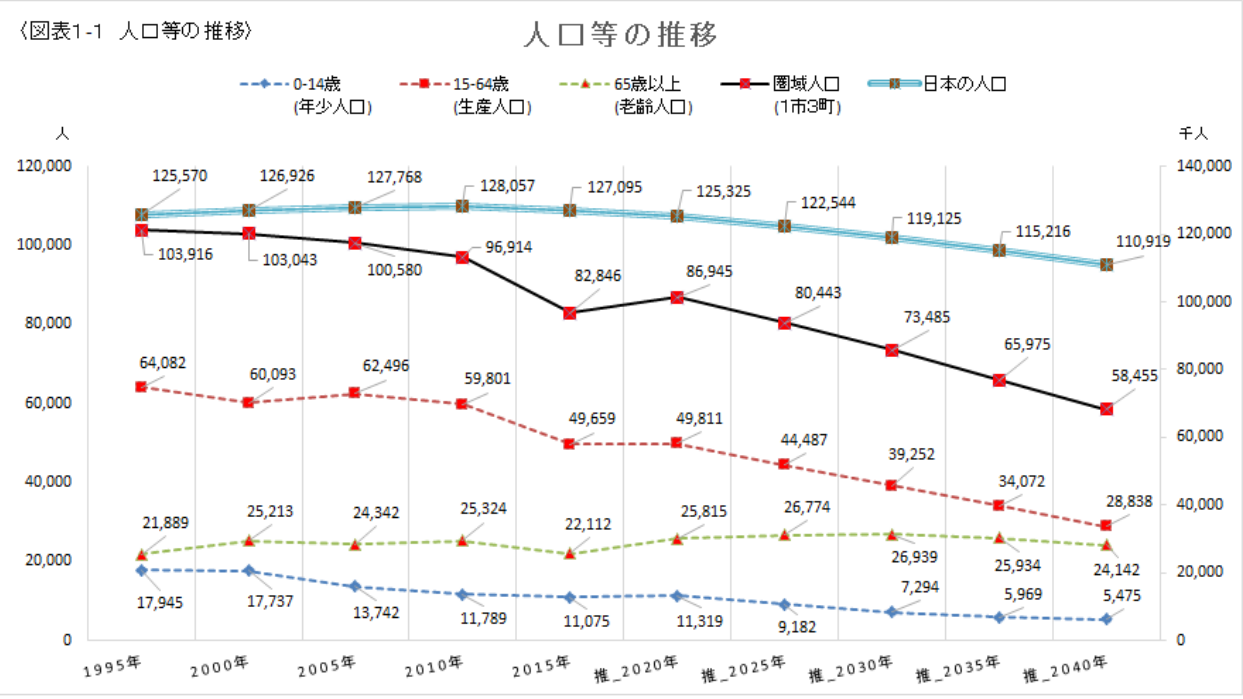

〈図表1-2 玉名圏域の人口の推移〉

		実績値					推計値				
		1995年（H7年）	2000年（H12年）	2005年（H17年）	2010年（H22年）	2015年（H27年）	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
玉名市	総数(人)	72,900	73,051	71,851	69,541	66,782	63,694	60,361	57,001	53,630	50,173
	0-14歳	11,645	11,356	10,071	9,110	8,477	7,965	7,445	6,879	6,379	5,959
	15-64歳	41,348	45,153	43,419	41,067	37,301	33,591	30,564	28,289	26,388	24,217
	65歳以上	12,741	16,532	18,319	19,365	20,826	22,138	22,352	21,833	20,863	19,997
玉東町	総数(人)	6,038	5,781	5,626	5,554	5,265	4,975	4,664	4,347	4,032	3,727
	0-14歳	1,007	862	726	719	724	695	646	587	532	481
	15-64歳	3,797	3,529	3,319	3,142	2,795	2,502	2,314	2,111	1,952	1,793
	65歳以上	1,234	1,390	1,581	1,692	1,746	1,778	1,704	1,649	1,548	1,453
和水町	総数(人)	12,902	12,390	11,900	11,247	10,191	9,278	8,397	7,570	6,766	5,988
	0-14歳	2,138	1,753	1,402	1,184	1,026	964	904	788	687	591
	15-64歳	7,345	6,791	6,430	6,009	5,160	4,308	3,588	3,080	2,701	2,382
	65歳以上	3,419	3,846	4,067	4,054	4,001	4,006	3,905	3,702	3,378	3,015
南関町	総数(人)	12,076	11,821	11,203	10,564	9,786	8,969	8,170	7,439	6,749	6,055
	0-14歳	1,951	1,790	1,477	1,185	1,072	1,013	960	851	755	675
	15-64歳	7,154	6,681	6,217	5,949	5,209	4,463	3,848	3,411	3,055	2,702
	65歳以上	2,971	3,350	3,506	3,430	3,499	3,493	3,362	3,177	2,939	2,678
合計	総数(人)	103,916	103,043	100,580	96,906	92,024	86,916	81,592	76,357	71,177	65,943
	0-14歳	16,741	15,761	13,676	12,198	11,299	10,637	9,955	9,105	8,353	7,706
	15-64歳	59,644	62,154	59,385	56,167	50,465	44,864	40,314	36,891	34,096	31,094
	65歳以上	20,365	25,118	27,473	28,541	30,072	31,415	31,323	30,361	28,728	27,143
増減率	総数(%)	-	99.2%	97.6%	96.3%	95.0%	94.4%	93.9%	93.6%	93.2%	92.6%
	0-14歳	-	94.1%	86.8%	89.2%	92.6%	94.1%	93.6%	91.5%	91.7%	92.3%
	15-64歳	-	104.2%	95.5%	94.6%	89.8%	88.9%	89.9%	91.5%	92.4%	91.2%
	65歳以上	-	123.3%	109.4%	103.9%	105.4%	104.5%	99.7%	96.9%	94.6%	94.5%

〈出典〉

実績値：総務省「国勢調査」

推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」(平成25年3月推計)

イ　人口動態

1995 年（平成 7 年）から 2015 年（平成 27 年）にかけての自然増減数（出生数と死亡数の差）は、1995 年（平成 7 年）の玉名市と玉東町以外、いずれも減少し、玉名圏域全体で見ても減少数は増大しています。同様に社会増減数（転入者数と転出者数の差）についても、2005 年（平成 17 年）の玉東町、2010 年（平成 22 年）の玉東町と南関町以外、いずれも減少しています。

また、本圏域全体の自然増減数と社会増減数との合計である人口動態については、いずれも減少しています。

〈図表２　玉名圏域の人口動態〉

		1995年（H7年）	2000年（H12年）	2005年（H17年）	2010年（H22年）	2015年（H27年）
玉名市	社会増減(人)	▲ 82	▲ 131	▲ 354	▲ 212	▲ 250
	転入者数	2,830	2,807	2,536	1,786	1,977
	転出者数	2,912	2,938	2,890	1,998	2,227
	自然増減(人)	21	▲ 24	▲ 210	▲ 248	▲ 327
	出生数	719	635	559	542	545
	死亡数	698	659	769	790	872
玉東町	社会増減(人)	▲ 19	▲ 1	9	55	▲ 21
	転入者数	202	176	178	191	157
	転出者数	221	177	169	136	178
	自然増減(人)	0	▲ 39	▲ 28	▲ 35	▲ 42
	出生数	49	26	39	39	37
	死亡数	49	65	67	74	79
和水町	社会増減(人)	▲ 36	▲ 18	▲ 77	▲ 45	▲ 65
	転入者数	393	386	303	281	271
	転出者数	429	404	380	326	336
	自然増減(人)	▲ 47	▲ 95	▲ 109	▲ 97	▲ 113
	出生数	99	61	70	65	65
	死亡数	146	156	179	162	178
南関町	社会増減(人)	▲ 5	▲ 26	▲ 71	34	▲ 49
	転入者数	414	443	325	351	311
	転出者数	419	469	396	317	360
	自然増減(人)	▲ 37	▲ 57	▲ 79	▲ 84	▲ 70
	出生数	100	94	80	65	78
	死亡数	137	151	159	149	148
合計	社会増減(人)	▲ 142	▲ 176	▲ 493	▲ 168	▲ 385
	転入者数	3,839	3,812	3,342	2,609	2,716
	転出者数	3,981	3,988	3,835	2,777	3,101
	自然増減(人)	▲ 63	▲ 215	▲ 426	▲ 464	▲ 552
	出生数	967	816	748	711	725
	死亡数	1,030	1,031	1,174	1,175	1,277
	人口動態	▲ 205	▲ 391	▲ 919	▲ 632	▲ 937

出　典：熊本県「熊本県推計人口調査」

ウ　世帯数

世帯数の経年変化をみると、玉名圏域全体では 1995 年（平成 7 年）から 2015 年（平成 27 年）までの 20 年間は増加で推移し、2,944 世帯の増となっていましたが、2010 年から 2015 年の 5 年間では 103 世帯の減少となっています。

また、1 世帯当たりの人員は、1995 年から 2015 年まで減少傾向となっていることから、核家族化が進行していることがうかがえます。

〈図表3　玉名圏域の世帯数と1世帯当たりの人員の推移〉

	世帯数					1世帯当たりの人員				
	1995年（H7年）	2000年（H12年）	2005年（H17年）	2010年（H22年）	2015年（H27年）	1995年（H7年）	2000年（H12年）	2005年（H17年）	2010年（H22年）	2015年（H27年）
玉名市	21,459	23,089	23,721	24,344	24,474	3.40	3.16	3.02	2.85	2.73
玉東町	1,730	1,750	1,778	1,825	1,825	3.49	3.30	3.16	3.04	2.88
和水町	3,681	3,680	3,687	3,624	3,560	3.51	3.37	3.23	3.10	2.75
南関町	3,557	3,651	3,645	3,681	3,512	3.39	3.24	3.07	2.87	2.90
圏域 計	30,427	32,170	32,831	33,474	33,371	3.42	3.20	3.06	2.89	2.76

出　典：総務省「国勢調査」
単　位：世帯数＝世帯、1世帯当たりの人員＝人

②　産業

ア　就業人口

2015 年（平成 27 年）国勢調査の就業人口は、圏域全体で約 4.34 万人となっています。

その構成比は、県全体と比較すると第 1 次産業と第 2 次産業の割合が高く、第 3 次産業の割合が低くなっています。特に、工業団地を有する南関町において第 2 次産業の割合が他の市町よりも高くなっています。

〈図表4　玉名圏域の産業別就業人口〉

	就業人口（人）				構成比（%）		
	合計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
玉名市	31,192	5,170	7,861	17,819	16.8	25.5	57.8
玉東町	2,679	620	627	1,430	23.2	23.4	53.4
和水町	4,870	965	1,317	2,567	19.9	27.2	52.9
南関町	4,678	720	1,538	2,409	15.4	33.0	51.6
圏域 計	43,419	7,475	11,343	24,225	16.7	25.4	54.3
熊本県	834,257	80,001	171,591	563,243	9.8	21.1	69.1

出　典：総務省「平成27年国勢調査」

イ　産業構造

玉名圏域内総生産の県内シェアは、4.4%であり、産業別では、第 1 次産業のシェアが 11.8%と高くなっています。

本圏域市町における産業構造は、県全体と比較して第 1 次産業の占める割合が高いことが特徴です。

特に玉名市では、3 次産業の割合が高く、第 2 次産業の割合が低い傾向にあります。また、南関町では第 2 次産業の割合が高く、第 1 次産業及び第 3 次産業の構成比が低くなっています。

〈図表5　玉名圏域の産業別総生産〉

	総生産額（百万円）				構成比（%）		
	合計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
玉名市	162,919	17,492	36,426	108,113	10.8	22.5	66.7
玉東町	10,298	1,176	4,585	4,481	11.5	44.8	43.8
和水町	26,260	3,156	10,597	12,365	12.1	40.6	47.3
南関町	44,004	1,494	30,336	11,934	3.4	69.3	27.3
圏域 計	243,481	23,318	81,944	136,893	8.9	31.2	52.2
熊本県	5,579,388	198,210	1,273,609	4,077,189	3.6	23.0	73.5
県内シェア(%)	4.4	11.8	6.4	3.4			

出　典：熊本県「平成27年度市町村民経済計算報告書」

注　：産業別の金額は、関税等加除前の額であるため、その合計額は総額とは一致しない。

ウ　製造業

玉名圏域には、新幹線の駅や高速道路インターチェンジの配置など交通の利便性もあって、規模の大きな（従業者数 300 人以上）事業所 1 件を含め、128 件が立地しています。

特に南関町においては、工業団地を有することから、事業所数、従業者数、製造品出荷額が高くなっています。

〈図表6　玉名圏域の製造業の状況〉

	事業所数			従業者数	製造品出荷額等
		内従業者			
	計	30人～299人	300人以上	（人）	（万円）
玉名市	66	20	1	2,864	5,759,876
玉東町	6	1	－	211	235,364
和水町	21	7	－	953	2,587,828
南関町	35	14	－	2,177	7,511,154
圏域 計	128	42	1	6,205	16,094,222
熊本県	2,037	491	47	91,551	267,223,333
県内シェア(%)	6.3	8.6	2.1	6.8	6.0

出　典：経済産業省「平成29年工業統計調査」

エ　農業

玉名圏域における農家数は、県全体と比較すると、玉名市で専業農家の占める割合が高く、玉東町、和水町及び南関町では兼業農家の占める割合が高い傾向となっています。（図表 7）

また、農家数が減少する中で、経営規模が 5 ヘクタール以上の農家は増加するなど、経営の大規模化が進んでいます。（図表 8）

〈図表7　玉名圏域の販売農家数〉

（単位：戸）

	販売農家数	専業農家	（割合）	兼業農家	第１種兼業農家	第２種兼業農家	（割合）
玉名市	2,555	1,207	47.2%	1,348	398	950	52.8%
玉東町	315	123	39.0%	192	67	125	61.0%
和水町	826	297	36.0%	529	109	420	64.0%
南関町	664	217	32.7%	447	61	386	67.3%
圏域 計	4,360	1,844	42.3%	2,516	635	1,881	57.7%
熊本県	40,103	16,927	42.2%	23,176	6,277	16,899	57.8%
県内シェア（%）	10.9	10.9	-	10.9	10.1	11.1	-

出　典：農林水産省　「2015年農林業センサス」

〈図表8　玉名圏域の経営耕地規模別農家数の状況〉

（単位:戸）

	調査年	販売農家数	0.5ha 未満	0.5ha 以上 1.0ha 未満	1.0ha 以上 2.0ha 未満	2.0ha 以上 3.0ha 未満	3.0ha 以上 5.0ha 未満	5.0ha 以上	うち10ha以上
玉名市	H22(2010)	2,959	467	991	855	313	239	94	33
	H27(2015)	2,555	404	746	780	286	216	123	36
	増減	-404	-63	-245	-75	-27	-23	29	3
玉東町	H22(2010)	344	36	88	101	60	46	13	2
	H27(2015)	315	48	70	93	51	39	14	2
	増減	-29	12	-18	-8	-9	-7	1	0
和水町	H22(2010)	998	169	417	285	64	38	25	4
	H27(2015)	826	161	309	222	67	41	26	5
	増減	-172	-8	-108	-63	3	3	1	1
南関町	H22(2010)	823	152	370	225	59	12	5	0
	H27(2015)	664	127	276	203	34	19	5	1
	増減	-159	-25	-94	-22	-25	7	0	1
圏域　計	H22(2010)	5,124	824	1,866	1,466	496	335	137	39
	H27(2015)	4,360	740	1,401	1,298	438	315	168	44
	増減	-764	-84	-465	-168	-58	-20	31	5
熊本県	H22(2010)	46,480	7,394	14,138	13,785	5,690	3,635	1,838	298
	H27(2015)	40,103	6,230	11,420	11,770	5,178	3,464	2,041	379
	増減	-6,377	-1,164	-2,718	-2,015	-512	-171	203	81

出　典：農林水産省　「2010年農林業センサス」、「2015年農林業センサス」

オ　商業

2007 年（平成 19 年）と 2014 年（平成 26 年）を比較すると、玉名圏域の卸売業では、事業所数で 17.6%、従業者数で 22.5%減少し、販売額も 3.8%減少しています。また、小売業においては、事業所数で 31.8%、従業者数で 29.9%、販売額についても 21.9%と大きく減少する一方で、売場面積は 5.5%の減少と小さいことから、個人商店等の規模が小さな店舗の減少が進んでいることがうかがえます。

〈図表9　玉名圏域の卸売業・小売業の状況〉

	調査年	卸売業			小売業			
		事業所数	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）	事業所数	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）	売場面積（㎡）
玉名市	H19(2007)	131	747	31,920	698	3,918	57,914	81,956
	H26(2014)	94	528	26,428	491	2,803	47,410	84,445
	増減	-37	-219	-5,492	-207	-1,115	-10,504	2,489
		-28.2%	-29.3%	-17.2%	-29.7%	-28.5%	-18.1%	3.0%
玉東町	H19(2007)	9	45	745	58	277	4,063	5,299
	H26(2014)	7	35	1,189	27	118	1,104	801
	増減	-2	-10	444	-31	-159	-2,959	-4,498
		-22.2%	-22.2%	59.6%	-53.4%	-57.4%	-72.8%	-84.9%
和水町	H19(2007)	11	57	1,092	120	515	5,920	7,939
	H26(2014)	21	103	2,848	73	298	3,047	4,725
	増減	10	46	1,756	-47	-217	-2,873	-3,214
		90.9%	80.7%	160.8%	-39.2%	-42.1%	-48.5%	-40.5%
南関町	H19(2007)	14	61	827	135	624	5,700	10,194
	H26(2014)	14	39	2,806	99	520	5,890	9,610
	増減	0	-22	1,979	-36	-104	190	-584
		0.0%	-36.1%	239.3%	-26.7%	-16.7%	3.3%	-5.7%
圏域　計	H19(2007)	165	910	34,584	1,011	5,334	73,597	105,388
	H26(2014)	136	705	33,271	690	3,739	57,451	99,581
	増減	-29	-205	-1,313	-321	-1,595	-16,146	-5,807
		-17.6%	-22.5%	-3.8%	-31.8%	-29.9%	-21.9%	-5.5%
熊本県	H19(2007)	4,170	36,478	2,197,646	18,806	113,657	1,752,693	2,354,766
	H26(2014)	3,509	28,221	2,052,434	12,908	84,868	1,617,477	2,232,824
	増減	-661	-8,257	-145,212	-5,898	-28,789	-135,216	-121,942
		-15.9%	-22.6%	-6.6%	-31.4%	-25.3%	-7.7%	-5.2%
県内シェア	H19(2007)	4.0%	2.5%	1.6%	5.4%	4.7%	4.2%	4.5%
	H26(2014)	3.9%	2.5%	1.6%	5.3%	4.4%	3.6%	4.5%

出　典：経済産業省　「平成19年、平成26年商業統計」

カ　観光

平成 27 年（2015 年）の観光客数の状況は、県全体で日帰り客・宿泊客とも前年比で増加していますが、圏域においては、宿泊客は増加しているものの、日帰り客は小幅ながら減少しています。

ただ、圏域では、和水町にビジネスホテルが開業したほか、玉名市や南関町においても外国人宿泊客によるインバウンド需要の伸びが大きかったことなどにより、県全体よりも宿泊客の増加率が大きくなっています。

〈図表10　玉名圏域の観光客数の状況〉

（単位：人）

	調査年（1～12月）	日帰り客			宿泊客			
		県内	県外	総数	県内	県外	総数	うち外国人
玉名市	H28（2016）	940,556	458,337	1,398,893	35,640	93,602	129,242	1,373
	H29（2017）	1,177,208	421,130	1,598,338	27,318	82,178	109,496	2,030
	対前年比	125.2%	91.9%	114.3%	76.6%	87.8%	84.7%	147.9%
玉東町	H28（2016）	97,375	4,962	102,337	0	0	0	0
	H29（2017）	99,795	4,740	104,535	0	0	0	0
	対前年比	102.5%	95.5%	102.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
和水町	H28（2016）	242,323	260,854	503,177	8,486	19,300	27,786	71
	H29（2017）	243,840	220,204	464,044	11,310	17,016	28,326	65
	対前年比	100.6%	84.4%	92.2%	133.3%	88.2%	101.9%	91.5%
南関町	H28（2016）	668,375	617,914	1,286,289	6,250	120,814	127,064	42,281
	H29（2017）	427,169	606,706	1,033,875	3,679	121,726	125,405	58,983
	対前年比	63.9%	98.2%	80.4%	58.9%	100.8%	98.7%	139.5%
圏域　計	H28（2016）	1,948,629	1,342,067	3,290,696	50,376	233,716	284,092	43,725
	H29（2017）	1,948,012	1,252,780	3,200,792	42,307	220,920	263,227	61,078
	対前年比	100.0%	93.3%	97.3%	84.0%	94.5%	92.7%	139.7%
熊本県	H28（2016）	27,180,449	14,592,857	41,773,306	1,048,009	5,723,523	6,771,532	486,237
	H29（2017）	28,979,383	15,965,627	44,945,010	1,217,901	6,024,076	7,241,977	740,876
	対前年比	106.6%	109.4%	107.6%	116.2%	105.3%	106.9%	152.4%
県内シェア	H28（2016）	7.2%	9.2%	7.9%	4.8%	4.1%	4.2%	9.0%
	H29（2017）	6.7%	7.8%	7.1%	3.5%	3.7%	3.6%	8.2%

③　通勤通学状況

玉名圏域の各市町に常住する住民が本圏域内の他市町へ通勤・通学している状況を見ると、玉東町、和水町、南関町は玉名市へ通勤・通学する人数が最も多くなっています。

また、玉名市から南関町へ通勤・通学する人数が最も多く、次いで和水町、玉東町の順となっています。

これは、（図表 6）にあるように、事業所数による影響が顕著に現れていることがうかがえます。

<図表11　玉名圏域の観光客数の状況>

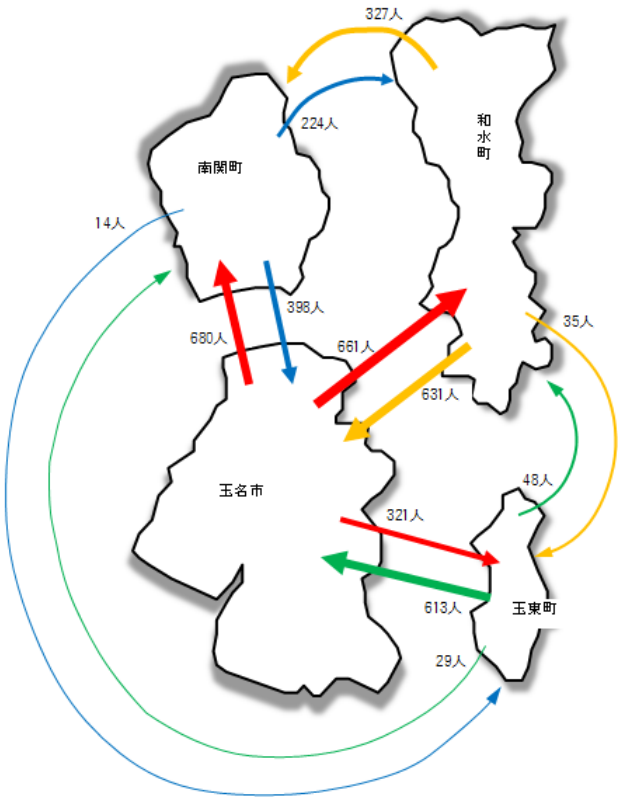

		通勤・通学先			
		玉名市	玉東町	和水町	南関町
常住地	玉名市		321人	661人	680人
	玉東町	613人		48人	29人
	和水町	631人	35人		327人
	南関町	398人	14人	224人	

出典：総務省「平成27年国勢調査」

（２）構成市町の概況

高瀬裏川水際緑地

草枕温泉てんすい

たまなし
玉名市

HP　http://www.city.tamana.lg.jp/

◇　主要施策
- 自然と暮らしを守るふるさとづくり
- 人と文化を育む地域づくり
- 賑わいと活力ある産業づくり
- 便利で快適な都市づくり
- 健康で安心な福祉づくり
- 公平で誇りの持てる社会づくり
- 健全な行政運営

■概要

本市は県北地域の拠点都市であり、熊本都市圏と福岡都市圏の間に位置し、有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々など、豊かな自然による農水産物が盛んな地域へ発展してきました。

1,300 余年の歴史と優秀な泉質を誇る玉名温泉や、夏目漱石ゆかりの小天温泉をはじめ、装飾古墳など歴史文化の観光資源を有し、山鹿、菊池との連携による広域観光エリアの拠点としての発展も期待されます。

市には、九州新幹線新玉名駅のほかＪＲ鹿児島本線に玉名駅をはじめ 3 つの駅があります。さらに、九州自動車道インターチェンジや長洲港と島原半島を結ぶ有明フェリーを近隣に有するなど広域交通の便にも恵まれています。

■目指すまちづくり

～人と自然が輝き　やさしさと笑顔にあふれるまち　玉名～

市民はもちろんのこと、市を訪れる全ての人々が、この地の豊かな自然を舞台にして輝くまち。

子どもから若者、お年寄りまでいろいろな世代の人が、心やさしく元気で安心して暮らせるまち、助け合いながら住み続けられるまち、訪れる人をあたたかくお迎えするまち。

本市は、「人」と「自然」を大事にして、ここに暮らす人、働く人、訪れる人が幸せになるまちづくりを目指します。

主要データ

○人口　　64,966 人
（令和元年 10 月 1 日　県推計人口調査）
○世帯数　25,480 世帯
（令和元年 10 月 1 日　県推計人口調査）
○面積 152.60 ㎢（H29.10）
○高齢化率 32.0%（H28.10）
○市の花　肥後花しょうぶ
○市の木　小岱松
○市の鳥　しらさぎ
○主な名所
玉名温泉、草枕温泉てんすい、高瀬裏川水際緑地、前田家別邸、草枕交流館、蓮華院誕生寺奥之院、史跡「名刀同田貫跡」　蛇ヶ谷公園、石貫ナギノ横穴群、大坊古墳、市立歴史博物館、髙瀬蔵、鍋松原海水浴場
○主な特産品
いちご、みかん、トマト、有明海苔、アサリ、高瀬しぼり、高瀬飴、松の雪
○沿革
平成 17 年 10 月 3 日に玉名市、岱明町、横島町、天水町の 1 市 3 町が合併、市制施行

ぎょくとうまち

玉東町

子育て世代に人気のオレンジタウンの街並み

日本一の栽培面積を誇るハニーローザ

ハニーローザアイスクリーム
（22 年度熊本県優良新商品表彰事業金賞）

HP
http://www.town.gyokuto.kumamoto.jp/

◇　主要施策
- 木葉駅前（北側）及び周辺開発
- 吉次峠・半高山カントリーパーク整備事業
- 各種子育て支援事業
- 教育環境の充実
- 地区サロン等介護予防事業の推進
- 農業後継者の育成
- ハニーローザ高品質化の促進
- 県道部田見木葉線改良事業（道路拡幅、歩道の新設）の推進

■概要

本町は熊本市と玉名市の間に位置し、町中心部を九州新幹線やＪＲ鹿児島本線、国道 208 号が平行して東西に走っています。

ＪＲ木葉駅を中心とした北側を町のシンボル事業と位置付け、商業・文化交流施設や広場などの整備し、地理的な条件と交通の利便性を生かした定住促進住宅用地の整備・分譲を進めつつ、子育て支援や高齢者の生きがいづくり、住民の健康増進などに力を入れ、暮らしやすいまちづくりを進めています。

町の基幹産業である農業においては、温暖な気候に加え肥沃な土壌という恵まれた環境が、みかんをはじめ数多くの農産物を産出、なかでもスモモの一種であるハニーローザは生産量日本一を誇り、加工品のアイスクリームは高い評価を受けています。

また、町内には近代日本の幕開けとなった西南戦争遺跡群（7 か所）が点在し、平成 25 年 3 月に国史跡に指定され、高い関心を集めています。

■目指すまちづくり

～町民一人ひとりが誇りと愛着を持てるまちづくり～

①個性が光る賑わいのまちづくり（木葉駅周辺開発等）、②暮らしと安全を守るまちづくり（防災・防犯の強化）、③“健康”長寿のまちづくり（健康・福祉施策の充実）、④子育てしやすい町づくり（子育て支援・教育の強化）、⑤働く喜びを実感できるまちづくり（農商工の連携と振興）、この５つを柱とし、町民一人ひとりがこの町に誇りと愛着を持てるまちづくりを進めています。

主要データ

○人　口　　5,042 人
（令和元年 10 月 1 日　県推計人口調査）
○世帯数　　1,814 世帯
（令和元年 10 月 1 日　県推計人口調査）
○面積　24.33 ㎢（H29.10）
○高齢化率　33.8%（H28.10）
○町の花　みかんの花
○町の木　いちょう
○町の鳥　うぐいす
○主な名所　吉次峠、半高山、横平山、高月・宇蘇浦官軍墓地、年の神公園、ふれあいの丘交流センター
○主な特産品　みかん、なし、すいか、ハニーローザ（スモモ）、木葉猿
○沿革　昭和 30 年 3 月 1 日に木葉村と山北村が合併。昭和 42 年 4 月 1 日に町制施行

国指定史跡「江田船山古墳」（江田船山古墳公園）

なごみまち

和水町

国指定史跡「田中城跡」

HP　http://www.town.nagomi.lg.jp/

◇　主要施策
- 企業誘致による地場産業の育成
- 農業の 6 次産業化による雇用の創出
- 子育て支援の充実
  - 高校生まで医療費の無料化
  - 出生祝金支給等
  - 各種予防接種の助成
  - 多子世帯子育て支援　等
- 移住・定住対策の推進
  - 空き家バンク制度
  - 新婚さん定住促進奨励金
  - 新築住宅の固定資産減免制度　等
- 新規就農者対策支援

■概要

本町は熊本県の北西部、九州の中心部に位置し、菊池川と緑の山々に囲まれ、のどかな農村が広がる自然豊かな町です。九州縦貫自動車道菊水インターチェンジを有し、九州新幹線新玉名駅からも程近く、福岡・熊本都市圏、更には関西都市圏等への交通アクセスに大変恵まれています。

産業面では、物流の優位性を活かした精密機械や電装部品の製造、九州屈指の泉質を誇る三加和温泉、豊かな自然の下で生産される多くの農産物など、多彩な産業が営まれており、更には、江田船山古墳、田中城跡、豊前街道腹切坂を代表とする、数多くの文化財や歴史資源にも恵まれています。これらを礎とし、熊本県北の玄関口として、今後も更なる発展を目指します。

■ 目指すまちづくり

～希望（ゆめ）あふれ、人と地域が輝くまち～

豊かな自然と先人たちが築いてきた歴史を舞台に、多彩な光を放ち、夢と希望が広がるまちづくりを推進します。

●心豊かな人が育つまちづくり
　郷土に誇りを持ち、地域を支える人材や組織が育つまちづくり。

●共生と優しさのまちづくり
　自然と共生し、歴史や文化が継承され、人と環境に優しいまちづくり。

●活力あるまちづくり
　個性と魅力を発進して、人・物・情報の交流が活発に行われ、飛躍するまちづくり。

主要データ

○人口　　9,347 人
　（令和元年 10 月 1 日　県推計人口調査）
○世帯数　3,475 世帯
　（令和元年 10 月 1 日　県推計人口調査）
○面積　98.78 ㎢（H29.10）
○高齢化率　40,2%（H28.10）
○町の花　ひまわり
○町の木　桜
○町の鳥　うぐいす
○主な名所　江田船山古墳公園（肥後民家村）、田中城跡、豊前街道腹切坂、トンカラリン、体にまつわる 8 つの神様、三加和温泉、菊水ロマン館、緑彩館
○主な特産品　米、ナス、たけのこ、スイカ、いちご、ぶどう、みかん、栗、肉用牛、焼酎、日本酒
○沿革　平成 18 年 3 月 1 日に菊水町と三加和町が合併

なんかんまち 南関町

大津山公園の冠木門

豊前街道南関御茶屋跡

HP　http://www.town.nankan.lg.jp/

◇　主要施策
- 定住促進
- 福祉・保健の充実
- 農林業の振興
- 企業誘致・支援
- 交通・情報通信基盤の整備
- 教育・文化の充実

主要データ

○人口　　9,100 人
（令和元年 10 月 1 日　県推計人口調査）
○世帯数　3,517 世帯
（令和元年 10 月 1 日　県推計人口調査）
○面積　68.92 ㎢（H29.10）
○高齢化率　36.5%（H28.10）
○町の花　つつじ
○町の木　樫
○主な名所　南関御茶屋跡、大津山公園、古小代の里公園、官軍本営跡（正勝寺）、ホタルの里公園、旧石井邸（北原白秋生家）
○主な特産品　南関そうめん、南関あげ、小代焼、タケノコ、竹箸、黒棒
○沿革　昭和 30 年 4 月 1 日に南関町、賢木村、大原村、坂下村、米富村の 5 カ町村が合併、町制施行。昭和 31 年 1 月 1 日に旧米富村内三ツ川地区が玉名市に編入

■概要

本町は熊本県の北西に位置し、山々に囲まれた緑豊かな町です。昔は関所、今は九州縦貫自動車道の南関インターチェンジを有し、古くから交通の要衝として、発展してきました。

江戸時代、藩主が参勤交代の際に、宿泊・休憩の場として利用された「豊前街道南関御茶屋跡」は、平成 15 年 8 月 27 日に国の史跡に指定されました。

基幹産業は農業ですが、九州縦貫自動車道南関インターチェンジなどアクセスの良さから近年、企業の進出も進んでいます。また、天然温泉「南の関うから館」や世代間交流を目的とする「交流センター」は町民の憩いの場としてにぎわっています。

■目指すまちづくり

～緑豊かな大地に懐かしい故郷（ふるさと）がある。
あなたの夢が叶う町なんかん～

歴史と伝統ある文化を継承し、きれいな空気や水に恵まれ、安全安心な食品が育まれる自然環境を生かし、生活のなかにやすらぎと潤いのあるまちを目指します。

高速道路のインターチェンジを有し、九州新幹線の駅が近隣に立地するなど恵まれた条件を生かし、産業・経済活動の発展するまちを目指します。

豊かな自然の中に利便性を併せ持ち、住民とともに暮らしやすいまちづくりに努め、永く住んでいる人も、新しく住む人も、ずっと住み続けたくなるまちを目指します。

（３）都市機能の集積状況

①　行政

玉名市には国や県の機関が集積しており、その多くが玉名圏域のみならず荒尾玉名地域を管轄としています。

〈図表12　国や県の関係機関の集積状況〉

国の機関	玉名市	・熊本地方裁判所玉名支部 ・熊本家庭裁判所玉名支部 ・玉名簡易裁判所 ・熊本地方法務局玉名支局 ・熊本地方検察庁玉名支部 ・熊本国税局玉名税務署 ・熊本労働局玉名労働基準監督署 ・熊本労働局玉名公共職業安定所（ハローワーク玉名） ・日本年金機構玉名年金事務所 ・九州地方整備局菊池川河川事務所玉名出張所 ・九州農政局玉名横島海岸保全事務所 ・独立行政法人家畜改良センター熊本牧場
県の機関	玉名市	・熊本県県北広域本部玉名地域振興局 ・熊本県有明保健所 ・熊本県玉名福祉事務所 ・熊本県玉名教育事務所 ・玉名警察署

②　医療

玉名市は、第二次救急医療機関の公立玉名中央病院、玉名郡市医師会立玉名地域保健医療センターをはじめ、病院、診療所など医療機関の基盤が最も整っており、和水町にも、第二次救急医療機関の国民健康保険和水町立病院など重要な役割を果たしている医療機関があります。玉東町及び南関町は、診療所を中心に医療が行われています。

〈図表13　病院及び診療所の集積状況〉

	病院							一般診療所				歯科診療所数（施設）
	施設数（施設）	病床数（床）						施設数（施設）			病床数（床）	
		総数	一般	療養	精神	結核	感染症	総数	有床	無床		
玉名市	5	1,024	402	243	379	0	0	66	14	42	220	33
玉東町	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	3
和水町	1	91	49	42	0	0	0	6	0	6	0	5
南関町	0	0	0	0	0	0	0	4	1	3	12	5
圏域 計	6	1,115	451	285	379	0	0	78	15	53	232	46

出　展:菊池保健所調べ(2016年12月13日現在)

③　福祉

高齢者福祉、児童福祉施設、障がい者福祉施設ともに、玉名市を中心に３町にも一定の事業所が存在し、サービス供給の基盤が整えられている状況です。

〈図表14　福祉施設の状況〉

区　分		玉名市		玉東町		和水町		南関町		圏域　計	
		施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
老人福祉介護保険施設　等	養護老人ホーム	1	50	—	—	—	—	1	50	2	100
	介護老人福祉施設	6	290	1	60	2	160	1	30	10	540
	有料老人ホーム	24	393	1	9	5	72	2	33	32	507
	老人福祉センター	1	—	—	—	1	—	—	—	2	—
	地域包括支援センター	1	—	1	—	1	—	1	—	4	—
	老人憩いの家	1	—	—	—	—	—	1	—	2	—
	介護老人保健施設	5	342	—	—	1	78	—	—	6	420
	介護療養型医療施設	1	111	—	—	1	12	—	—	2	123
	認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）	9	117	1	9	2	27	3	45	15	198
児童福祉施設等	保育所	20	1,515	2	180	4	303	1	250	27	2,248
	児童館・児童センター	3	—	—	—	—	—	—	—	3	—
	障害児相談支援	5	—	1	—	1	—	2	—	9	—
	障害児通所支援事業	4	50	—	—	1	10	1	20	6	80
障がい者福祉サービス事業所　等	居宅介護	12	—	1	—	2	—	3	—	18	—
	重度訪問介護　※居宅介護と重複	12	—	1	—	2	—	3	—	18	—
	行動援護	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—
	同行援護	3	—	—	—	—	—	1	—	4	—
	短期入所	3	—	—	—	1	—	2	—	6	—
	生活介護	5	85	1	6	1	20	1	10	8	121
	共同生活援助（グループホーム）	6	123	—	—	3	46	1	19	10	188
	自立訓練（生活訓練）	2	16	—	—	—	—	1	10	3	26
	就労移行支援（一般型）	3	18	—	—	—	—	1	6	4	24
	就労継続支援（A型）	7	104	—	—	1	20	—	—	8	124
	就労継続支援（B型）	7	136	1	14	3	50	1	24	12	224
	指定障害者（児）支援施設	2	160	—	—	1	60	2	80	5	300
	一般相談支援	3	—	—	—	—	—	—	—	3	—
	特定相談支援	6	—	2	—	3	—	2	—	13	—
	地域活動支援センター	3	—	—	—	—	—	—	—	3	—

出　展：玉名地域振興局管内概要2016（2016年9月現在）

④　教育

玉名圏域は、教育機関が比較的充実した地域であり、近年の傾向は、少子化傾向が続くことから小学校の統廃合が進んでいるほか、県立玉名高校附属中学校が平成 23 年度に開校、県立南関高校は平成 29 年 3 月の卒業生を最後に閉校し、荒尾市にある県立荒尾高校と再編・統合され「県立岱志高校」として開校しました。

また、玉名市に集積する高等教育機関は、県立 3 校、私立 2 校の 5 校の高校のほか、教育社会福祉関係の専修学校 1 校、看護・社会福祉・リハビリテーション・鍼灸スポーツ・口腔保健の 5 学科を置く看護学部や助産学の専攻科と看護福祉学の大学院を備える大学 1 校があり、玉名圏域内外から多くの学生が通学しています。

〈図表15　学校及び生徒･学生数の状況〉

（単位:校、人）

	小学校		中学校		高　校		専修学校		大　学			
	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数		
										学部	専攻科	研究科
玉名市	16	3,419	7	1,844	5	2,964	1	52	1	1,313	10	40
玉東町	2	296	1	153	0	0	0	0	0	0	0	0
和水町	5	413	2	191	0	0	0	0	0	0	0	0
南関町	4	402	1	189	0	0	0	0	0	0	0	0
圏域　計	27	4,530	11	2,377	5	2,964	1	52	1	1,313	10	40

出　展:文部科学省「平成30年度学校基本調査」(平成30年5月1日現在)、九州看護福祉大学HP(平成30年5月1日現在)

〈図表16　圏域の学校及び児童･生徒数の推移〉

（単位:校、人）

区分 / 年度	小学校		中学校	
	校数	児童数	校数	生徒数
平成18年	35	5,729	10	3,098
平成19年	35	5,530	10	3,078
平成20年	35	5,418	10	3,059
平成21年	35	5,282	10	2,966
平成22年	35	5,118	10	2,860
平成23年	35	4,990	11	2,796
平成24年	35	4,872	11	2,731
平成25年	35	4,766	11	2,718
平成26年	32	4,695	11	2,665
平成27年	32	4,600	11	2,618
平成28年	32	4,607	11	2,496
平成29年	32	4,580	11	2,436
平成30年	27	4,530	11	2,377

出　展:文部科学省「学校基本調査」(各年度5月1日現在)

⑤　商業

玉名圏域における大型店舗（売場面積 1,000 ㎡を超える店舗）は、玉名市を中心に集積しています。

〈図表17　大規模小売店舗の集積状況〉

		所　在	売場面積(㎡)
玉名市	1	玉名市大倉	3,490
	2	玉名市山田	1,680
	3	玉名市亀甲	8,500
	4	玉名市築地	1,996
	5	玉名市岱明町	1,251
	6	玉名市横島町	1,536
	7	玉名市天水町	2,340
	8	玉名市玉名	3,326
	9	玉名市築地	2,496
	10	玉名市寺田	1,274
	11	玉名市中	2,258
	12	玉名市岱明町	1,526
	13	玉名市玉名	4,995
	14	玉名市中	2,021
	15	玉名市亀甲	6,907
	16	玉名市築地	1,419
	17	玉名市築地	10,560
	18	玉名市滑石	1,536
南関町	19	南関町大字関町	1,836

出　展：各市町調べ（平成31年1月現在、売場面積1,000㎡超の小売店）

⑥　文化・教養

玉名圏域の文化・教養施設は、1 市 3 町それぞれ公民館を設置するほか、図書館（玉名市 3 館、南関町 1 館）や博物館、工芸館など市町の特色に応じた施設が設置されています。

〈図表18　文化・教養施設の状況〉

	種別	施設名称	所在
玉名市	文化施設	玉名市民会館	玉名市岩崎152−2
		玉名市民図書館	玉名市繁根木88−1
		玉名市岱明図書館	玉名市岱明町野口2129
		玉名市横島図書館	玉名市横島町横島3810
		玉名市天水図書館	玉名市天水町小天7237−1
	公民館	玉名市中央公民館	玉名市繁根木88−1
		玉名市岱明町公民館	玉名市岱明町野口2129
		玉名市横島町公民館	玉名市横島町横島3644
		玉名市天水町公民館	玉名市天水町小天7237−1
	博物館	玉名市立歴史博物館こころピア	玉名市岩崎117
玉東町	工芸館	玉東町工芸館	玉東町木葉140−3
	公民館	玉東町中央公民館	玉東町白木1−1
和水町	工芸館	和水町みかわ手漉き和紙の館	和水町板楠70
	公民館	和水町三加和公民館	和水町板楠76
		和水町中央公民館	和水町江田3883−1
南関町	文化施設	南関町立図書館	南関町大字関町1319
		豊前街道南関御茶屋跡	南関町大字関町1141−2
	公民館	南関町公民館	南関町大字関町1324

⑦　スポーツ

玉名圏域には、体育館、グラウンド、テニスコート、武道館、弓道場、プールなど、様々な競技を行えるスポーツ施設が図表１９のように集積しています。

〈図表19 スポーツ施設の状況〉

	施設名称	主な可能競技
玉名市	桃田運動公園総合体育館 メインアリーナ	ハンドボール、テニス、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球
	桃田運動公園総合体育館 サブアリーナ	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球
	横島体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球
	天水体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球
	勤労者体育センター	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球
	岱明B&G海洋センター 体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、武道
	岱明B&G海洋センター プール	水泳
	武道館	剣道、柔道
	天水体育館 武道場	剣道、柔道
	天水相撲場	相撲
	弓道場	弓道
	桃田運動公園 野球場	野球
	蛇ヶ谷公園 野球場	野球
	桃田運動公園 運動広場	陸上、ソフトボール
	岱明中央公園 グラウンド	野球、ソフトボール
	横島グラウンド	野球、ソフトボール
	天水グラウンド	野球、ソフトボール
	蛇ヶ谷公園 テニスコート	テニス
	岱明中央公園 テニスコート	テニス
	天水テニスコート	テニス
	桃田運動公園 市民プール	水泳
	菊池川グリーンベルト広場	ラグビー
	菊池川鶴の河原広場	野球、ソフトボール
玉東町	玉東町町営グラウンド	野球、ソフトボール
	玉東町テニスコート	テニス
	玉東町民体育館	バレーボール、バドミントン
	玉東町武道館	剣道、柔道
	玉東町ふれあいの丘グラウンド	グラウンドゴルフ
和水町	和水町体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、ビーチボールバレー
	和水町スカイドーム2000	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、ビーチボールバレー、ハンドボール
	和水町弓道場	弓道
	和水町テニスコート	テニス
	和水町総合グラウンド	陸上、野球、ソフトボール
	和水町三加和グラウンド	陸上、野球、ソフトボール
	和水町ふれあい会館	武道、バレーボール、バドミントン、卓球
	菊池川白石堰河川広場	グラウンドゴルフ
南関町	南関町農村広場 野球場	野球、ソフトボール
	南関町農村広場 テニスコート	テニス
	南関町農村広場 弓道場	弓道
	南関町ふれあい広場	卓球、ゲートボール
	南関町B&G海洋センター 体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球
	南関町B&G海洋センター 大津山グラウンド	
	南関町B&G海洋センター プール	水泳

3　圏域の将来像

玉名市と玉東町、和水町及び南関町で形成する「玉名圏域定住自立圏」は、従来から文化、教育、社会経済等の様々な面において地域間に深い繋がりを有しており、近年のモータリゼーションの発達等による住民の日常生活圏の拡がりにより、その結びつきはますます強くなってきています。

このような中、我が国は、少子高齢化の進行とともに本格的な人口減少社会を迎え、地方圏のみならず三大都市圏の人口も減少していく「過密なき過疎」の時代が到来することが予想され、地方圏の将来は極めて厳しい情勢におかれています。

本圏域の人口は、2015年（平成27年）国勢調査の数値は92,024人であり、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口」によると、2040年（平成52年）には65,943人と推計され、実に25年間で26,081人もの人口が減少するとされています。

本圏域を構成する市町は、圏域住民が日常生活圏を共有していることを踏まえ、お互いの独自性を尊重するとともに、それぞれが役割を分担し連携を図りながら、将来にわたって住み続けるために必要な都市機能や生活機能を確保・充実することで地域の活性化に努めることが求められています。

そこで、本圏域が有する「山」、「川」、「海」などの美しく豊かな自然環境で育まれた農林水産業や多様な観光資源などの地域の資源・特性や、九州新幹線・九州自動車道など本圏域の経済・産業の発展を支える高速交通網を活かしながら、中心市と関係町との連携によって、暮らしに欠かすことのできない医療・福祉・教育・産業などの“生活機能”と道路・公共交通・観光などの“結びつき・ネットワーク機能”を強化することで、本圏域からの人口流出の抑制や本圏域内外との人・モノの交流を促進し、本圏域の一体的な発展を目指します。

また、本圏域の中長期的な将来人口については、各市町で策定した「人口ビジョン」の人口の将来展望から2040年に79,000人の人口規模の維持を、2060年に70,000人の人口規模の維持を目標に、高齢者はもとより子育て世代の若者など全ての住民が、“ずっと住み続けたくなる地域”、“元気に安心して暮らすことができる地域”、“愛着と誇りを持てる自立した地域”を創造します。

4　定住自立圏共生ビジョンの期間

本共生ビジョンで示す将来像の実現に向けた具体的取組の期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間とし、毎年度、所要の見直しを行うものとします。

5　定住自立圏共生ビジョンの進捗管理

本共生ビジョンは、策定後、定期的に具体的取組の進捗状況を把握するとともに、取組の点検・評価を行い、その結果を反映させていく循環型マネジメントサイクル（ＰＤＣＡサイクル）に基づき、毎年度必要に応じて見直しを行います。

また、本共生ビジョンの期間が満了する際は、実施した具体的取組に係る事業の効果などの進捗管理を玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会において、設定した成果指標等の達成状況等を基に検証するものとします。

さらに、検証の結果を踏まえて、次期の共生ビジョンを策定するものとします。

ＰＤＣＡサイクル

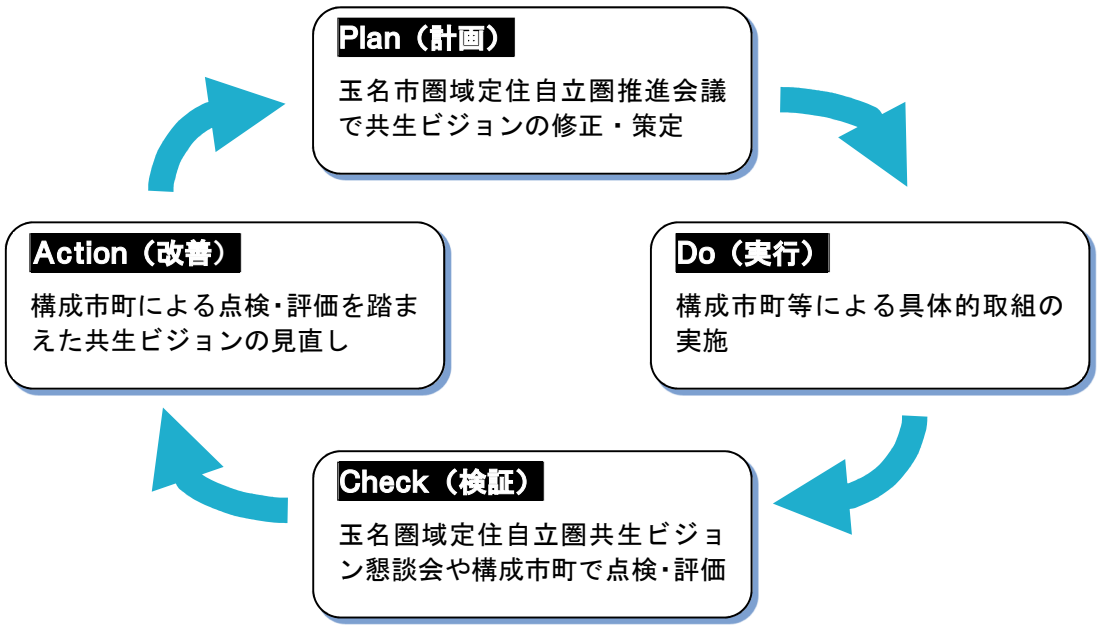

6　定住自立圏形成協定に基づく具体的取組

※　概算事業費において、「０」は事業費が不要な場合を、「未定」は策定時の事業費が分からない場合を、「―」は事業費の算定が困難な場合を表します。

1　生活機能の強化に係る政策分野

1-1　医療

取組項目	①乳幼児健診に従事する専門医の確保と健診の質の向上
協定書の内容	乳幼児健診に携わる小児科医が不足している現状を解決するため連携して小児科医の確保に取り組む。 また、健診従事者の研修等健診の質の向上に資する施策に取り組む。

事業名	【番号 1-1-①-1】 乳幼児健診従事者研修会				関係市町	
					○	○	○	○
事業概要	乳幼児健診の質の向上のため、乳幼児健診従事者保健師を対象にした研修を行う。 保健師を対象に玉名地域医療センターから講師を招いた研修会を実施するほか、健診従事医師を対象にした研修も検討していく。				玉名市	玉東町	和水町	南関町
					甲	乙		
役割分担	甲の役割	乙と連携して事業を実施するとともに、必要な経費を負担する。						
	乙の役割	甲と連携して事業を実施するとともに、必要な経費を負担する。						

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	15	47	24	50	50	186
玉名市	8	25	13	28	28	102
玉東町	2	6	3	6	6	23
和水町	3	10	5	9	9	36
南関町	2	6	3	7	7	25

補助制度等	
関係市町の負担の考え方	事業に要する経費は、甲乙の保健師数に応じた負担とする。

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	事業実施	→	→	→	→	→

	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
重要業績評価指標（ＫＰＩ）	研修会の開催回数	０回 （Ｈ２８年度）	１回 （Ｒ元年度）	２回 （Ｒ３年度）
	研修会対象者の参加率	０％ （Ｈ２８年度）	９５．８％ （Ｒ元年度）	１００％ （Ｒ３年度）

取組項目	②予防接種業務の連携
協定書の内容	予防接種事務の円滑化・適正化を目的とした担当者会議を行い、制度変更への対応や接種率向上に向けた取組を連携して行う。

事業名	【番号 1-1-②-1】 予防接種説明会の合同開催	関係市町			
		○	○	○	○
事業概要	予防接種事業の円滑な実施のため、委託医療機関を対象に、予防接種説明会を関係市町で年２回（９月・３月）合同開催する。	玉名市	玉東町	和水町	南関町
		甲	乙		

役割分担		
	甲の役割	乙と連携して、事業を実施するとともに、必要な経費を負担する。
	乙の役割	甲と連携して、事業を実施するとともに、必要な経費を負担する。

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	92	92	95	102	102	483
玉名市	34	34	34	37	37	176
玉東町	30	30	29	31	31	151
和水町	25	25	30	32	32	144
南関町	3	3	2	2	2	12

補助制度等	
関係市町の負担の考え方	事業に要する経費は、委託医療機関数に応じた負担とする。

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	事業実施	→	→	→	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	研修会の開催回数	０回（Ｈ２８年度）	２回（Ｒ元年度）	２回（Ｒ３年度）
	研修会対象医療機関の参加率	０％（Ｈ２８年度）	７１．０％（Ｒ元年度）	１００％（Ｒ３年度）

1-2　福祉

取組項目	①子育て環境の充実
協定書の内容	圏域において、子育て家庭に安心して子どもを育てる環境を創るために、相互利用が可能な事業について広域利用の推進を図る。 また、圏域内で子育て関係の人材育成や子育て関係機関のネットワーク化等に取り組む。

事業名	【番号 1-2-①-1】 保育所（園）広域入所の連携強化				関係市町		
					○	○	○	○
事業概要	圏域内の広域入所について情報共有を行い、圏域内市町在住の乳幼児の優先的入所や広域入所の円滑化を図る。				玉名市	玉東町	和水町	南関町
					甲	乙		
役割分担	甲の役割	乙及び関係機関と広域入所の連携強化を図り、圏域内の待機児童解消に努める。						
	乙の役割	甲及び関係機関と広域入所の連携強化を図り、圏域内の待機児童解消に努める。						

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	0	0	0	0	0	0
玉名市	0	0	0	0	0	0
玉東町	0	0	0	0	0	0
和水町	0	0	0	0	0	0
南関町	0	0	0	0	0	0

補助制度等	
関係市町の負担の考え方	

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	広域入所連絡会（ルールづくり）	●				
	広域入所連絡会（情報共有）	→（12月中旬～）				

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	圏域内で広域入所した関係市町の児童数	６５人※（Ｈ２８．４．１）	６９人（R元年度）	６５人（Ｒ３.4.1）

※調査時点の現状値は、連携前の現状値。

事業名	【番号 1-2-①-2】 子育て支援センター及び子育てサークルの連携とネットワーク構築	関係市町			
		○	○	○	○
事業概要	甲の「**こそだてのわ***」会議を中心にして、研修会等を実施し、子育て支援センターや、子育てサークルのネットワーク構築及び職員の交流、資質の向上を図る。	玉名市	玉東町	和水町	南関町
		甲	乙		

役割分担		
	甲の役割	関係機関と連携の上、職員間の交流や資質向上に係わる施策を企画・実施するための中心的役割を果たす。
	乙の役割	区域の関係機関と連携し、甲が主催する資質向上に係わる交流会、研修会等への参加を促す。

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	14,226	14,226	14,778	14,778	14,778	72,786
玉名市	14,226	14,226	14,778	14,778	14,778	72,786
玉東町	0	0	0	0	0	0
和水町	0	0	0	0	0	0
南関町	0	0	0	0	0	0

補助制度等	子ども・子育て支援交付金（利用者支援事業費の一部）
関係市町の負担の考え方	事業に要する経費は、甲の利用者支援事業委託料で負担する。 ※表示事業費は、「こそだてのわ」会議開催経費のみの把握ができないため、利用者支援事業委託料の全額。

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	「こそだてのわ」会議実施	→	→	→	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値		目標値（達成年度）
		（調査時点）	（進捗調査時点）	
	「こそだてのわ」合同参加機関数	２６※（Ｈ２８年度）	２６（Ｒ元年度）	３０（Ｒ３年度）

※調査時点の現状値は、連携前の現状値。

用語説明

こそだてのわ
子育てに関わる様々な市民活動団体が連携し地域における子育て支援活動を活性化させることを目的に結成されたネットワーク組織のこと。

事業名	【番号 1-2-①-3】 放課後児童支援員の連携とネットワーク構築	関係市町			
		○	○	○	○
事業概要	放課後児童支援員*の資質向上のための情報交換会、研修等を実施し、連携とネットワーク構築に取り組む。	玉名市	玉東町	和水町	南関町
		甲	乙		

役割分担		
	甲の役割	関係機関と連携の上、放課後児童支援員の交流や資質向上に係わる施策を企画・実施するための中心的役割を果たす。
	乙の役割	区域内の関係機関と連携し、甲が主催する資質向上に係わる交流会、研修会等への参加を促す。

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	0	39	40	40	40	159
玉名市	0	25	25	25	25	100
玉東町	0	4	4	4	4	16
和水町	0	7	7	7	7	28
南関町	0	3	4	4	4	15

補助制度等	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費　国庫補助金
関係市町の負担の考え方	甲が乙から研修負担金をとり、「玉名市学童連絡協議会」へ研修等委託料として支払う。

実施期間 取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
事業の枠組み協議	●				
圏域連絡会(研修･交流会)の実施		→	→	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	圏域連絡会参加機関数	０（Ｈ２８年度）	２９（Ｒ元年度）	２０（Ｒ３年度）

用語説明

放課後児童支援員

2015 年(平成 27 年)4 月から実施されている「子ども・子育て支援新制度」により創設された放課後児童クラブ(学童保育)の指導員に対する新たな専門資格を持つ人。学童保育の支援毎に 2 人以上配置することが義務付けられた。

事業名	【番号 1-2-①-4】 ファミリーサポートセンターの連携及び人材育成	関係市町			
		○	○	○	○
事業概要	**ファミリーサポートセンター***の会員の資質向上に向けた取り組みを行う。	玉名市	玉東町	和水町	南関町
		甲	乙		

役割分担		
	甲の役割	圏域内で関係機関（玉名市・玉東町）が実施する「24 時間講習」を連携して、実施するための中心的役割を果たす。
	乙の役割	区域内のファミリーサポートセンター協力会員に圏域関係機関（玉名市・玉東町）が実施する「24 時間講習」への参加を促す。

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	7,520	8,278	8,278	8,278	8,278	40,632
玉名市	4,760	5,518	5,518	5,518	5,518	26,832
玉東町	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760	13,800
和水町	0	0	0	0	0	0
南関町	0	0	0	0	0	0

補助制度等	子ども・子育て支援交付金（ファミリーサポートセンター事業費の一部）
関係市町の負担の考え方	講習に要する経費は、玉名市・玉東町のファミリーサポートセンターの委託料の一部で支払う。 ※表示事業費は、「24 時間講習」開催経費のみの把握ができないため、ファミリーサポートセンター委託料の全額。

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	事業の枠組みの協議	●				
	事業の実施		→	→	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値		目標値（達成年度）
		（調査時点）	（進捗調査時点）	
	講習会 新規受講者数	４０人 （Ｈ２８年度）	４８人 （Ｒ元年度）	５０人 （Ｒ３年度）

用語説明

ファミリーサポートセンター

地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について相互に助け合う会員組織のこと。

取組項目	②地域包括ケアの充実
協定書の内容	認知症施策の向上や医療介護連携の体制整備を促進するための調査・研究を行う協議会を設け、**地域包括ケア***の充実に資する取組を推進する。

事業名	【番号 1-2-②-1】 認知症対策連携事業	関係市町			
		○	○	○	○
事業概要	甲が企画実施する認知症対策事業のうち、**キャラバンメイト***養成など乙からの介護サービス事業所や住民の参加が可能なすべての事業について、乙に連絡する。 乙は、町内への周知や事業の運営スタッフとして協力を行なう。	玉名市	玉東町	和水町	南関町
		甲	乙		

役割分担	甲の役割	事業の企画、実施を行う。
	乙の役割	事業を周知し、運営に協力する。

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	108	158	150	158	158	732
玉名市	108	158	150	158	158	732
玉東町	0	0	0	0	0	0
和水町	0	0	0	0	0	0
南関町	0	0	0	0	0	0

補助制度等	介護保険会計の地域支援事業で実施。国県負担あり。
関係市町の負担の考え方	事業に要する経費は、甲乙の地域支援事業費よりそれぞれ負担する。

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	認知症フォーラム開催	→	→	→	→	→
	キャラバンメイト養成講座		●	●		
	認知症サポーター養成講座		●	●	●	●

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	認知症対策事業連携開催数	０回（Ｈ２８年度）	１回（Ｒ元年度）	３回（Ｒ３年度）

用語説明

地域包括ケア

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制のこと。

キャラバンメイト

認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える講師役のこと。学んだ知識や体験等を地域、職域、学校などで市民に伝え「認知症サポーター」を養成する。

事業名	【番号 1-2-②-2】 在宅医療介護連携推進体制整備事業	関係市町			
		○	○	○	○
事業概要	在宅医療介護連携推進事業について、関係市町で委託内容や事業費を検討し、玉名郡市医師会へ委託して実施する。	玉名市	玉東町	和水町	南関町
		甲	乙		

役割分担		
	甲の役割	会議の開催、内容のとりまとめを行う。
	乙の役割	会議への参加、内容のとりまとめに協力する。

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	4,083	5,867	6,141	7,538	7,538	31,167
玉名市	4,083	4,080	4,270	5,242	5,242	22,917
玉東町	0	339	355	440	440	1,574
和水町	0	775	812	994	994	3,575
南関町	0	673	704	862	862	3,101

補助制度等	介護保険会計の地域支援事業で実施。国県負担あり。
関係市町の負担の考え方	地域支援事業の在宅医療に係る委託総額を決定した後、高齢者の人口按分で甲乙それぞれ負担する。

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	玉名郡市医師会への事業委託	→	→	→	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	国が設定した８つの事業項目の実施	０事業（Ｈ２８年度）	８事業（Ｒ元年度）	８事業（Ｒ３年度）

用語説明

８つの事業項目（厚生労働省のホームページから加工）

(1) 地域の医療・介護の資源の把握
- 地域の医療機関、介護事業所の機能等の情報を収集し、共有させ活用することなど

(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- 関係者が参画する会議を開き、現状（在宅医療・介護連携）を知り、課題対応策を検討するなど

(3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
- 関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進することなど

(4) 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援
- 情報共有媒体、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援することなど

(5) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- 関係者の連携を支援するコーディネーターの配置、相談窓口の設置などの取組を支援

(6) 医療・介護関係者の研修
- グループワークや介護職を対象とした医療関連の研修会を開催することなど

(7) 地域住民への普及啓発
- 多様な広報媒体を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発など

(8) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携
- 同じ二次医療圏内にある市町や隣接する市区町村等が広域連携の必要な事項について検討することなど

1-3　教育

取組項目	①圏域内の図書館の相互利用
協定書の内容	圏域内の図書館における相互利用を図り、圏域住民の教養の向上に取り組む。

事業名	【番号 1-3-①-1】 玉名圏域図書館等相互利用事業					関係市町		
						○	○	○	○
事業概要	圏域の住民が関係市町の図書館（図書室）を利用できるように、諸規定等を整備する。					玉名市	玉東町	和水町	南関町
						甲	乙		
役割分担	甲の役割	甲乙が連携して、圏域の住民が関係市町の図書館や図書室を利用できるようにして住民の相互利用を図り教養の向上に取り組む。							
	乙の役割								

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	0	0	0	0	0	0
玉名市	0	0	0	0	0	0
玉東町	0	0	0	0	0	0
和水町	0	0	0	0	0	0
南関町	0	0	0	0	0	0

補助制度等	
関係市町の負担の考え方	

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	関係条例、規則整備	●				
	甲乙図書館、図書室の相互利用	→	→	→	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	図書館(図書室) 広域利用 新規登録者数	０人 （Ｈ２８年度）	２７５人(累計) （Ｒ２．１月）	３００人(累計) （Ｒ３年度）
	図書館(図書室) 広域利用総貸出点数	０点 （Ｈ２８年度）	１８，２５０点(累計) （Ｒ２．１月）	３０，０００点(累計) （Ｒ３年度）

1-4　産業振興

取組項目	①新規就農希望者への支援
協定書の内容	圏域内における新規就農希望者への支援に取り組む。

事業名	【番号 1-4-①-1】 新規就農希望者に係る研修受入可能な農業者名簿作成				関係市町		
					○	○	○	○
事業概要	農業を始める上で必要な技術・知識・経営ノウハウを、実践を通じて身につけるため、新規就農希望者の農業技術取得研修受入先として、受け入れ可能な圏域内の認定農業者の情報を関係市町で集約・活用する。				玉名市	玉東町	和水町	南関町
					甲	乙		
役割分担	甲の役割	調査様式を作成し、乙に送付。甲管内の認定農業者を対象に調査を実施。甲が作成した名簿と、乙が提出した名簿をまとめた後、乙に名簿を提供する。						
	乙の役割	町内の認定農業者に対する調査を実施し、作成した名簿を甲に提出する。						

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	0	0	0	0	0	0
玉名市	0	0	0	0	0	0
玉東町	0	0	0	0	0	0
和水町	0	0	0	0	0	0
南関町	0	0	0	0	0	0

補助制度等	
関係市町の負担の考え方	

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	受け入れ農家の調査	●		●		●
	事業の実施	→	→	→	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	受入可能農業者数	のべ９人（Ｈ２８年度）	のべ３０人（Ｒ元年度）	のべ１４人（Ｒ３年度）

取組項目	②農林水産業に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲及び情報共有
協定書の内容	各地区での対策に加え、圏域で連携して農林水産物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲や被害防止対策に取り組む。 また併せて、捕獲された鳥獣の処置に係る対策についての調査及び研究を行う。

事業名	【番号 1-4-②-1】 有害鳥獣捕獲推進事業	関係市町			
		○	○	○	○
		玉名市	玉東町	和水町	南関町
		甲	乙		
事業概要	有害鳥獣による農林水産物の被害軽減を目的として、関係市町による「合同捕獲」を行うことで、効率的かつ効果的に有害鳥獣を捕獲する。				
役割分担	甲の役割 乙の役割	甲、乙及び関係団体と連携し、事業内容の検討を行い、事業を実施するとともに、必要な経費を負担する。			

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	0	0	0	0	未定	未定
玉名市	0	0	0	0	未定	未定
玉東町	0	0	0	0	未定	未定
和水町	0	0	0	0	未定	未定
南関町	0	0	0	0	未定	未定

補助制度等	鳥獣被害防止総合対策事業
関係市町の負担の考え方	事業の性質上、事業を実施する箇所の関係市町（協議会）が補助申請を行い、必要な負担金などについては協議し決定する。

実施期間 取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
捕獲従事者調査	→				
各種手続き内容等の調整	→				
実施の可否判定	→	→	→		
実施（実施可の場合）	⇢	⇢	⇢	⇢	⇢

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	一斉捕獲回数	０回（Ｈ２８年度）	２回（Ｒ元年度）	５回（Ｒ３年度）

事業名	【番号 1-4-②-2】 有害鳥獣捕獲活用事業	関係市町			
		○	○	○	○
		玉名市	玉東町	和水町	南関町
事業概要	捕獲した有害鳥獣を地域資源として有効に活用することを通じて、更なる捕獲数の増加を図る観点から、捕獲した有害鳥獣の個体処理施設建設に関する調査・検討を行う。	甲	乙		

役割分担		
	甲の役割	甲、乙及び関係団体と連携し、事業内容の検討を行い、事業を実施するとともに、必要な経費を負担する。
	乙の役割	

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	0	0	0	0	未定	未定
玉名市	0	0	0	0	未定	未定
玉東町	0	0	0	0	未定	未定
和水町	0	0	0	0	未定	未定
南関町	0	0	0	0	未定	未定

補助制度等	鳥獣被害防止総合対策事業
関係市町の負担の考え方	事業の性質上、事業を実施する場所の関係市町（協議会）が補助申請し、必要な負担金などについては、別途協議し決定する。

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	捕獲個体の加工処理施設建設に関する調査	●				
	加工処理施設建設箇所等の検討		●			
	加工処理施設設置の可否			●		
	捕獲個体の処理に関する勉強会の開催		→	→	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値		目標値（達成年度）
		（調査時点）	（進捗調査時点）	
	捕獲個体の処理勉強会開催回数	０回（Ｈ２８年度）	２回（Ｒ元年度）	３回（Ｒ元年度）

事業名	【番号 1-4-②-3】 有害獣被害防護施設整備事業	関係市町			
		○	○	○	
事業概要	有害獣による農作物等の被害を防止し、農業経営の安定化及び健全化を図るため、被害防護施設を整備しようとする者に対して、補助金を交付する。	玉名市	玉東町	和水町	南関町
		甲	乙		

役割分担		
	甲の役割	甲、乙及び関係団体と連携し、事業内容の検討を行い、事業を実施する。
	乙の役割	

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
				4,800	4,800	9,600
玉名市				2,000	2,000	4,000
玉東町				1,000	1,000	2,000
和水町				1,800	1,800	3,600
南関町				0	0	0

補助制度等	有害獣被害防護施設整備事業補助事業
関係市町の負担の考え方	事業に要する経費は、甲、乙の有害獣被害防護施設整備事業費でそれぞれが負担する。

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	交付金活用についての検討	―	―	●		
	交付金活用についての可否	―	―	●		
	事業において交付金の活用	―	―	―	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	補助金活用件数	１３１件（Ｈ３０年度）	１２５件（Ｒ元年度）	１３１件（Ｒ３年度）

取組項目	③圏域地場企業への就労支援
協定書の内容	地元での就職を望む圏域住民等に対して、圏域内の地場企業を知る機会を提供するなど、連携して就労機会の創出を図るとともに、圏域内における就労を推進する。

事業名	【番号 1-4-③-1】 圏域地場企業への就労支援事業	関係市町			
		○	○	○	○
		玉名市	玉東町	和水町	南関町
事業概要	翌年度に3年生となる荒尾・玉名地域の高校生、進路指導担当教員、保護者を対象に、圏域内に立地する企業のガイダンスを開催することで、地場の企業を知ってもらう機会を設け、圏域での就業の機会を増やすとともに圏域の企業の人材確保を推進する。	甲	乙		

役割分担		
	甲の役割	事業を調整し、乙と連携して事業を推進する。
	乙の役割	甲と連携し円滑な事業の推進に協力する。

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	1,145	605	1,095	2,703	2,500	8,048
玉名市	831	439	795	1,962	1,800	5,827
玉東町	65	35	63	155	140	458
和水町	122	67	121	299	280	889
南関町	127	64	116	287	280	874

補助制度等	
関係市町の負担の考え方	会場借上げ等、事業実施に要する経費は、甲乙の人口按分で負担し、職員の旅費等は、甲乙それぞれで負担する。

実施期間 取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
調査・アンケート実施	●				
企業ガイダンスの開催		●→	→	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値		目標値（達成年度）
		（調査時点）	（進捗調査時点）	
	地元企業への新卒高校生の就職率	――― （Ｈ２８年度）	３３．６％ （H31.3.31 現在）	４５％ （Ｒ３年度）

※現状値の進捗調査時点の数値については、当該年度末時点での数値で、新年度に算出するため、前年度実績で表示する。

1-5　その他

取組項目	①消費生活相談窓口の体制整備
協定書の内容	圏域における消費生活に関する安心・安全を確保し、圏域内での消費生活相談が円滑に実施できるよう、消費者行政等の情報交換を行い、相談（職）員の資質向上を図る。

事業名	【番号 1-5-①-1】 玉名市消費生活センター研修事業				関係市町			
					○	○	○	○
事業概要	玉名市消費生活センターにおいて、乙の消費生活相談員及び担当職員が実務研修という形で執務することで、相談員・職員のスキルアップを図るとともに、消費者行政における乙の相談窓口の充実と関係市町の連携を企図する。				玉名市	玉東町	和水町	南関町
					甲	乙		
役割分担	甲の役割	乙と連携し、圏域内で消費生活相談が円滑に実施できるよう、消費者行政等の情報交換を行い、相談（職）員の資質向上に資する取組を企画し、調整を図る。						
	乙の役割	甲と連携し、圏域内で消費生活相談が円滑に実施できるよう、消費者行政等の情報交換を行い、相談（職）員の資質向上を推進するため関係機関への研修派遣を実施する。						

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	6,077	6,018	6,572	7,103	7,103	32,873
玉名市	5,356	5,039	5,122	5,122	5,122	25,761
玉東町	411	312	349	452	452	1,976
和水町	310	412	620	1,099	1,099	3,540
南関町	0	255	481	430	430	1,596

補助制度等	熊本県消費者行政推進事業、熊本県消費者活性化事業、熊本県消費者行政強化事業
関係市町の負担の考え方	事業に要する経費は、県補助金により甲乙それぞれで負担する。

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	事業実施	→	→	→	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	ＯＪＴ事業参加者数	０人（Ｈ２８年度）	２６７人(累計)（Ｒ元年度）	３００人(累計)（Ｒ３年度）

2　結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

2-1　交通インフラの整備

取組項目	①有明海沿岸道路の早期整備促進
協定書の内容	圏域外から玉名圏域への観光や物流に大きな影響があると思われる「有明海沿岸道路」の全線開通に向けた諸要望活動を実施する。

事業名	【番号 2-1-①-1】 有明海沿岸道路の早期整備促進事業					関係市町	
						○	○	○	○
事業概要	関係市町は、圏域外から玉名圏域への観光や物流に大きな影響のある「有明海沿岸道路」の全線開通に向けて、**有明海沿岸道路「荒尾・玉名」整備促進期成会***の要望活動との連携を検討する。					玉名市	玉東町	和水町	南関町
						甲	乙		
役割分担	甲の役割	甲は関係機関と連携し、「有明海沿岸道路」の全線開通に向けて、関係機関への要望活動に取り組む。							
	乙の役割	甲と連携し、「有明海沿岸道路」の全線開通に向けて取り組む。							

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	293	309	205	205	205	1,217
玉名市	293	309	205	205	205	1,217
玉東町	0	0	0	0	0	0
和水町	0	0	0	0	0	0
南関町	0	0	0	0	0	0

補助制度等	
関係市町の負担の考え方	関係市町が必要な経費を負担する。

実施期間 取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
事業への参画方法等の協議	→	→	→	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	要望活動回数	１回（Ｈ２８年度）	１回（Ｒ元年度）	１回（Ｒ３年度）

用語説明

有明海沿岸道路「荒尾・玉名地域」整備促進期成会

毎年７月に荒尾商工会議所、玉名商工会議所、長洲町商工会、荒尾市・玉名市・長洲町の首長及び議長、熊本県土木部道路都市局長で、国土交通省本省、地元選出国会議員、九州地方整備局へ有明海沿岸道路の荒尾市から熊本市までの早期整備・早期事業化等の要望活動を行っている。

取組項目	②広域の道路整備促進
協定書の内容	住民生活の利便性向上に関連する道路整備を計画・実施する。

事業名	【番号 2-1-②-1】 県道「玉名八女線」、「玉名立花線」の道路整備促進事業	関係市町			
		○		○	○
事業概要	各期成会を通じ、住民生活の利便性向上や圏域外へのアクセス機能向上に関連する県道「玉名八女線」及び「玉名立花線」の早期整備に向けて県への要望活動を行う。	玉名市	玉東町	和水町	南関町
		甲	乙		
役割分担	甲の役割	関係市町及び関係機関と連携し、要望活動に取り組む。			
	乙の役割				

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	193	120	80	80	80	553
玉名市	103	50	50	50	50	303
玉東町						
和水町	70	50	30	30	30	210
南関町	20	20				40

補助制度等	
関係市町の負担の考え方	関係市町が必要な経費を負担する。

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	要望活動	→	→	→	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値		目標値（達成年度）
		（調査時点）	（進捗調査時点）	
	要望活動回数	１回 （Ｈ２８年度）	１回 （Ｒ元年度）	１回 （Ｒ３年度）

事業名	【番号 2-1-②-2】 山部田奥野線（牧野小田線）整備事業	関係市町			
		○		○	
事業概要	住民生活の利便性向上や圏域外へのアクセス機能向上のため、山部田奥野線の道路整備を行う。	玉名市	玉東町	和水町	南関町
		甲	乙		

役割分担		
	甲の役割	乙と連携し、山部田奥野線の完成に向けて整備を行う。
	乙の役割	甲と連携し、整備完成に向けて推進する。

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	46,278	22,652	53,824	29,035	0	151,789
玉名市	46,278	22,652	53,824	29,035	0	151,789
玉東町						
和水町						※
南関町						

補助制度等	
関係市町の負担の考え方	関係市町が、必要な経費を負担する。 ※和水町分の事業は終了しているため、事業費不要。玉名市分の事業は令和2年度終了。

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	道路整備	工事	災害復旧工事	工事	工事	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	道路整備率（事業費）	０％（Ｈ２８年度）	８０％（Ｒ元年度）	１００％（Ｒ２年度末）

事業名	【番号 2-1-②-3】 東部環境センターへの搬入道路の整備（市道北坂門田山ノ下線）	関係市町			
		○	○		
事業概要	東部環境センターの周辺基幹整備において、玉名市から東部環境センターまでのごみ搬入路を整備し、住民生活の利便性及び安全性の向上を図る。 平成 22 年度　玉東町：山ノ下・黒石線（約 640m）を供用開始。 玉名市：北坂門田・山ノ下線（236m）を計画予定しているが一部の地権者の承諾が得られず中断している状況にある。	玉名市	玉東町	和水町	南関町
		甲	乙		

役割分担		
	甲の役割	乙及び関係機関と連携し、早期完成に向けて整備の推進を図る。
	乙の役割	甲と連携し、関係機関への早期完成に向けて協議を行う。

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	0	0	0	28,800	11,200	40,000
玉名市	0	0	0	28,800	11,200	40,000
玉東町						※
和水町						
南関町						

補助制度等	
関係市町の負担の考え方	関係市町が、必要な経費を負担する。 ※玉東町分の事業は終了しているため、事業費不要。

実施期間 取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
関係機関協議	→	→	→		
道路整備				測量設計	用地・補償 →

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	道路整備率（事業費）	０％（Ｈ２８年度）	０％（Ｒ元年度）	１００％（Ｒ４年度）

（参考：対象道路の位置）

■2-1-①-1　有明沿岸道路の早期整備促進事業関連

■2-1-②-1　県道「玉名八女線」、「玉名立花線」の道路整備促進事業関連

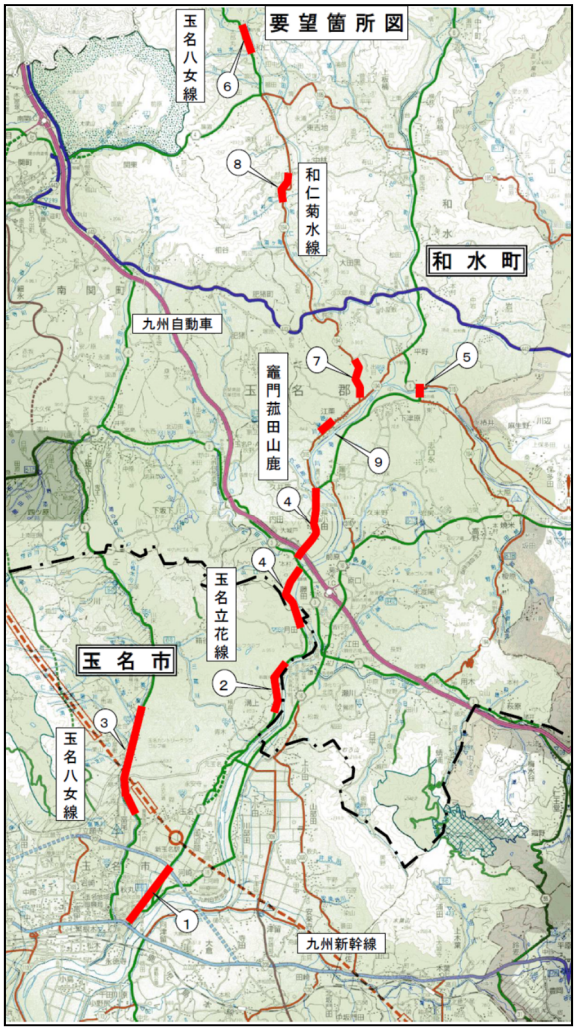

■2-1-②-2　山部田奥野線（牧野小田線の整備）整備事業関連

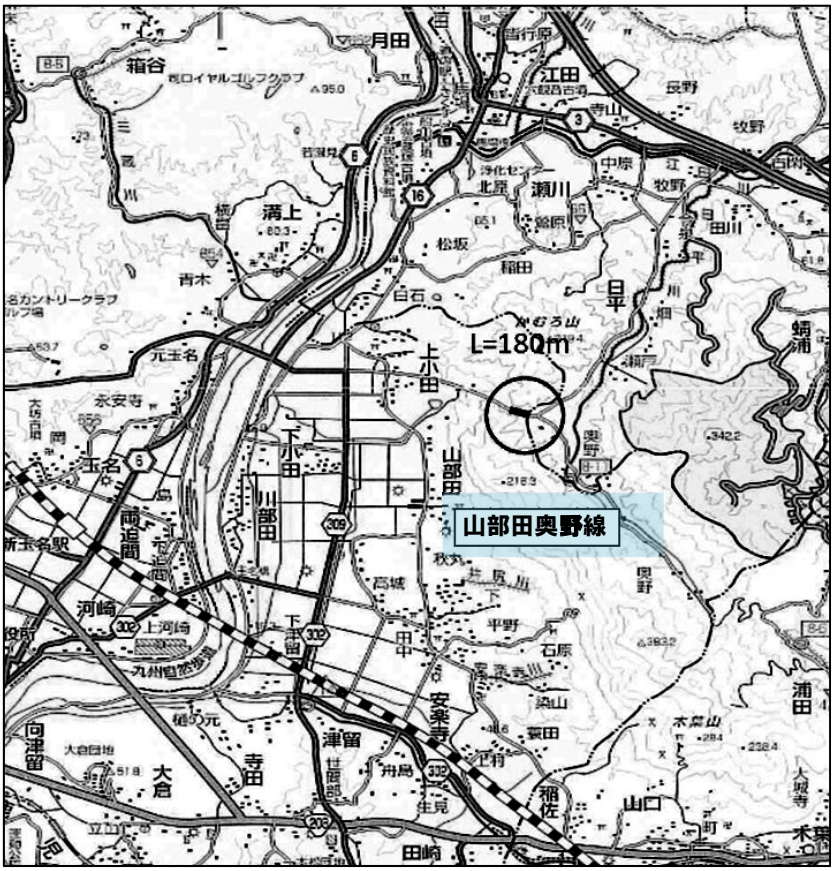

■2-1-②-3　東部環境センターへの搬入道路の整備関連

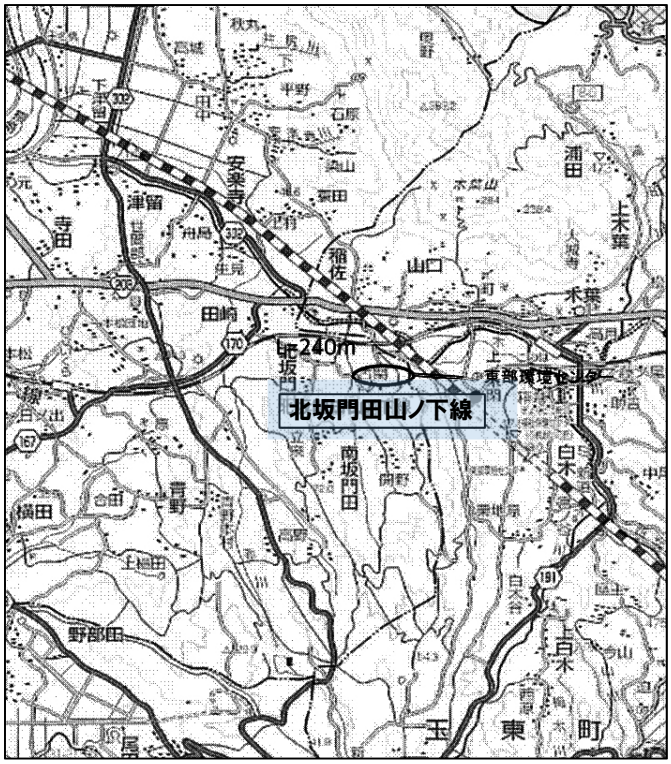

2-2　地域公共交通

取組項目	①公共交通の維持、利便性向上及び活性化
協定書の内容	持続可能な地域公共交通網の形成に向けた基幹公共交通の機能強化や利便性の向上及び活性化のための取組や課題を調査・検討・実施する。

事業名	【番号 2-2-①-1】 路線バス維持のための運行補助事業					関係市町	
						○	○	○	○
事業概要	圏域内を接続する幹線的な広域路線や、それに接続する各市町内の支線的な**生活交通路線バス***等の公共交通を維持・確保するため、運行事業者に対し運行費等の一部を補助する。					玉名市	玉東町	和水町	南関町
						甲	乙		
役割分担	甲の役割	バス路線の維持・確保のため、乗合バス事業者に補助金を支出する。							
	乙の役割								
概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計			
	121,844	149,561	162,151	157,987	157,987	749,530			
玉名市	75,696	84,573	90,871	90,871	90,871	432,882			
玉東町	3,455	3,864	3,508	3,996	3,996	18,819			
和水町	33,380	35,290	37,829	37,829	37,829	182,157			
南関町	9,313	25,834	29,943	25,291	25,291	115,672			
補助制度等	熊本県生活交通維持・活性化総合交付金 市町負担額への特別交付税措置								
関係市町の負担の考え方	対象バス路線ごとの補助対象額を関係市町内の運行距離按分で負担する。								

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	事業実施（補助金支出）	→	→	→	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	路線バスの系統数	２４系統（Ｈ２８年度）	２４系統（Ｒ元年度）	２４系統（Ｒ３年度末）

用語説明

生活交通路線バス
ここでは、複数の市町村を結ぶバス路線やJRの駅などと接続し、地域内の移動を支える役割を担う乗合バスをいう。

事業名	【番号 2-2-①-2】 路線バス利用促進事業	関係市町			
		○	○	○	○
		玉名市	玉東町	和水町	南関町
事業概要	関係市町の実務担当者や交通事業者等による会議を設置し、圏域内の公共交通の現状や課題について情報を共有し、乗継利便性の向上、沿線ガイドマップの作成など路線バスの利用促進につながる事業を協議する。	甲	乙		

役割分担		
	甲の役割	会議を主催し、関係者との連携に基づき事業を実施する。
	乙の役割	会議に参画し、関係者との連携に基づき事業を実施する。

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	0	0	0	0	122	122
玉名市	0	0	0	0	88	88
玉東町	0	0	0	0	7	7
和水町	0	0	0	0	14	14
南関町	0	0	0	0	13	13

補助制度等	
関係市町の負担の考え方	会議の開催に要する費用は、甲の負担とする。甲乙それぞれが実施した事業に要した費用はそれぞれ負担し、甲乙が共同して実施した事業については、人口按分で負担する。

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	会議体の設置・開催	●	→	→	→	→
	路線バスの見直し		●	→	→	→
	沿線ガイドマップの作成					●

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	沿線ガイドマップの作成	― （Ｈ２８年度）	― （Ｒ元年度）	沿線ガイドマップの作成 （Ｒ３年度）
	路線バスにおける輸送人員の合計	８９．６万人 （Ｈ２８年）※	９１．１万人 （Ｒ元年）※	８９．６万人 （Ｒ３年）※

※数値は、当該年10月1日から翌年9月30日の値

事業名	【番号 2-2-①-3】 交通実態調査事業	関係市町			
		○	○	○	○
事業概要	公共交通の利用促進に向け、利用実態に応じた対策を検討するために、圏域における路線バス等の利用者を対象としてアンケート等を実施し、各路線の現状や課題について整理分析する。	玉名市	玉東町	和水町	南関町
		甲	乙		

役割分担		
	甲の役割	乙と協力して、総合的な調査分析を行う。
	乙の役割	甲の調査分析に協力する。

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	0	3,974	0	0	0	3,974
玉名市	0	2,796	0	0	0	2,796
玉東町	0	221	0	0	0	221
和水町	0	533	0	0	0	533
南関町	0	424	0	0	0	424

補助制度等	
関係市町の負担の考え方	調査に要する費用の 8 割を、甲乙の人口按分で、また、2 割を系統キロ程按分で負担する。

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	調査実施案の検討	●				
	調査実施		●			
	公共交通見直しへの反映			→	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値		目標値（達成年度）
		（調査時点）	（進捗調査時点）	
	路線バスにおける輸送人員の合計	８９．６万人（Ｈ２８年）※	９１．１万人（Ｒ元年）※	８９．６万人（Ｒ３年）※

※数値は、当該年10月1日から翌年9月30日の値

2-3　圏域内外の住民との交流及び移住の促進

取組項目	①移住定住の促進
協定書の内容	圏域への移住・定住を促進するため、連携して取組を行い、都市部等へ圏域の魅力を情報発信する。

事業名	【番号 2-3-①-1】 定住相談会の合同開催事業					関係市町	
						○	○	○	○
事業概要	圏域への人口流入を促進するため、東京等の主要な都市部での合同ＰＲ・相談会を実施して移住定住の情報発信を行うとともに、受入体制の充実に向けた取組を行う。					玉名市	玉東町	和水町	南関町
						甲	乙		
役割分担	甲の役割	事業を企画調整し、乙と連携し、圏域全体の移住定住に関する情報発信に取り組む。							
	乙の役割	甲と連携し、圏域全体の移住定住に関する情報発信に取り組む。							

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	0	404	453	540	540	1,937
玉名市	0	246	154	257	257	914
玉東町	0	47	66	71	71	255
和水町	0	58	163	134	134	489
南関町	0	53	70	78	78	279

補助制度等	
関係市町の負担の考え方	会場借上げ等の共通経費については、甲乙の人口按分で負担し、職員等の旅費など個別の経費については甲乙がそれぞれ負担する。

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	企画会議等実施	●	●	●	●	●
	事業実施		→	→	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	相談会を通じた移住者の組数	０ 組 （Ｈ２８年度）	１組 （Ｒ元年度）	４組(累計) （Ｒ３年度）

取組項目	②空き家バンク制度等の圏域活用
協定書の内容	圏外からの移住・定住希望者の多様な居住環境の要望に迅速に対応するために、連携近隣自治体間で空き家情報等を共有した上で、希望者に情報提供する。

事業名	【番号 2-3-②-1】 空き家バンク制度推進事業	関係市町			
		○	○	○	○
		玉名市	玉東町	和水町	南関町
事業概要	すべての関係市町に**空き家バンク***制度を設ける。 関係市町は、圏域の空き家バンク情報を共有し、移住希望者等への情報提供を連携して行うとともに、相談体制を更に充実する。	甲	乙		

役割分担	甲の役割	空き家バンク制度の充実及び事業の調整・実施
	乙の役割	空き家バンク制度の構築・充実及び甲が行う施策との連携

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	0	0	0	0	0	0
玉名市	0	0	0	0	0	0
玉東町	0	0	0	0	0	0
和水町	0	0	0	0	0	0
南関町	0	0	0	0	0	0

補助制度等	
関係市町の負担の考え方	

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	ホームページの整備（関係市町間で相互リンクの設定等）	●				
	空き家バンク情報の共同発信	→	→	→	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	空き家バンク制度における成約件数（連携後の累計）	０件※（Ｈ２８年度）	３６件（Ｒ元年度）	３５件(累計)（Ｒ３年度）

※連携前の甲乙それぞれの成約件数は含まない

用語説明

空き家バンク

自治体等が、所有者から空き家の登録を募り、移住希望者等に物件情報を提供する制度で、運用方法は、それぞれの自治体ごとに異なる。

2-4　観光等の推進

取組項目	①着地型プログラムの形成
協定書の内容	圏域の豊かな交流資源の保全と活用を目指し、「着地型観光」のプログラムを作成し、滞在時間の延長や宿泊者の増加など、観光客等の誘致を図る。

事業名	【番号 2-4-①-1】 **着地型プログラム**＊の形成				関係市町	
					○	○	○	○
事業概要	圏域の豊かな交流資源の保全と活用を目指し、着地型観光のプログラムを作成し、滞在時間の延長や宿泊者の増加など、観光客等の誘致を図る。				玉名市	玉東町	和水町	南関町
					甲	乙		
役割分担	甲の役割	乙と連携して事業の調整及び窓口としての機能を担う。						
	乙の役割	甲と連携・協力して事業を実施する。						

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	0	410,116	237,396	39,275	32,000	718,787
玉名市	0	306,546	175,650	24,488	24,488	531,172
玉東町	0	154	154	154	154	616
和水町	0	102,726	61,414	14,455	7,180	185,775
南関町	0	690	178	178	178	1,224

補助制度等	地方創生推進交付金（上記概算事業費にこの交付金額は含まれていない。）
関係市町の負担の考え方	甲が事務局経費 4,000 千円を負担、その他事務費 1,000 千円を甲乙で負担（均等割 50%、人口割 50%）する。 大河ドラマを基軸とした事業に要する経費は、甲乙それぞれで負担する。

実施期間 取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
会議開催、プログラム決定	→				
予算案計上	●				
事業実施		→	→	→	→
フルマラソンコース等の選定		→	→ ● 実施		

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	体験客数	７，０００人（Ｈ２７年度）	１５，１７２人（Ｒ元年度）	８，０００人（Ｒ３年度）
	記念マラソン大会参加者数	１，４００人（Ｈ２８年度）	１，９０２人（Ｒ元年度）	７，０００人（Ｒ３年度）

用語説明

着地型プログラム

都会を中心とした出発地の旅行会社が企画し、参加者を目的地に連れていく従来の「発地型観光」に対するもので、観光客を受け入れる地元が、その土地ならではの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する形態のこと。

●「発地型観光＝マーケット側が主体の観光」

●「着地型観光＝受け入れ側（地元）が主体の観光」

取組項目	②スポーツ合宿等の共同誘致・開催
協定書の内容	圏外の趣味の範囲でスポーツ等競技を行う団体の合宿等の受入環境整備及び誘致活動を行う。

事業名	【番号 2-4-②-1】 スポーツ合宿等の共同誘致・開催	関係市町			
		○	○	○	
事業概要	圏域外のスポーツ等競技を行う高校の部活や大学のサークルなどの団体の合宿等に関し、受入環境整備及び誘致活動を行う。	玉名市	玉東町	和水町	南関町
		甲	乙		

役割分担	甲の役割	乙と連携して事業の調整及び窓口としての機能を担う。
	乙の役割	甲と連携・協力して事業を実施する。

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	2,000	0	0	0	0	2,000
玉名市	1,616	0	0	0	0	1,616
玉東町	130	0	0	0	0	130
和水町	254	0	0	0	0	254
南関町						

補助制度等	
関係市町の負担の考え方	H29 年度に調査委託費 2,000 千円を計上し、関係市町の人口按分で負担する。 H30 年度以降の事務局経費は、【番号 2-4-①-1】のなかで負担する。

実施期間 取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
会議開催、受入態勢整備	→	→			
調査（補正予算→実施）・分析	●	→			
予算案計上	●				
事業実施		→	→	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	合宿等の受入人数	０人（Ｈ２８年度）	０人（Ｒ元年度）	のべ１，０００人（Ｒ３年度）

取組項目	③物産館ネットワークの構築
協定書の内容	玉名地域の特産品の認知度向上や販路拡大につながる取組について、物産館間における意見交換会等の開催を支援する。

事業名	【番号 2-4-③-1】 物産館ネットワークの構築	関係市町			
		○		○	
		玉名市	玉東町	和水町	南関町
事業概要	玉名地域の物産・特産品の認知度向上や販路拡大につながる取り組みについて、物産館の意見交換会等の開催を支援する。	甲	乙		

役割分担	甲の役割	乙と連携して事業の調整及び窓口としての機能を担う。
	乙の役割	甲と連携・協力して事業を実施する。

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	0	600	0	0	0	未定
玉名市	0	500	0	0	0	未定
玉東町						
和水町		100	0	0	0	未定
南関町						

補助制度等	
関係市町の負担の考え方	事務費（事務局経費、印刷製本費等）をプログラム内容等により分担する。

実施期間 取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
会議開催	→				
予算案計上	●				
事業実施		→	→	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	販売額	５０３百万円（Ｈ２８年度）	４９４百万円（Ｒ元年度）	５７１百万円（Ｒ３年度）

3　圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

3-1　圏域内における人材育成

取組項目	①　自治体職員合同研修会の実施
協定書の内容	圏域内自治体職員の資質向上を図るため、合同での職員研修を行う。

事業名	【番号 3-1-①-1】 合同基礎研修事業					関係市町	
						○	○	○	○
事業概要	職員の資質向上を図るため、基礎研修を合同で実施する。					玉名市	玉東町	和水町	南関町
						甲	乙		
役割分担	甲の役割	甲が企画した研修に乙の職員の参加の機会を提供する。							
	乙の役割	甲が開催する研修に必要に応じ、職員を参加させる。							
概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計			
	357	352	352	469	469	1,999			
玉名市	278	208	249	349	349	1,433			
玉東町	20	32	23	40	40	155			
和水町	37	80	57	40	40	254			
南関町	22	32	23	40	40	157			
補助制度等									
関係市町の負担の考え方	甲の研修委託料を参加人数で除した額（以下「1人当たりの費用」という。）を乙が参加費として負担する。ただし、1人当たりの費用が5,000円を超える場合は、5,000円。								

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	接遇研修	●				
	中堅職員研修		●			
	部長・課長研修			●		
	甲の第4次研修計画策定後検討				→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値（調査時点）	現状値（進捗調査時点）	目標値（達成年度）
	合同研修会の参加人数	０人（Ｈ２８年度）	のべ２８６人（Ｒ元年度）	のべ４２０人（Ｒ３年度）

事業名	【番号 3-1-①-2】 合同専門職研修事業	関係市町			
		○	○	○	○
事業概要	専門職職員の資質向上を図るため、専門研修の実施に向けた検討を行う。	玉名市	玉東町	和水町	南関町
		甲	乙		

役割分担		
	甲の役割	専門職に必要な研修の調査・研究を行い、企画した研修に乙の職員の参加の機会を提供する。
	乙の役割	専門職に必要な研修の調査・研究を行い、甲が開催する研修に必要に応じ、職員を参加させる。

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	0	0	0	0	未定	未定
玉名市	0	0	0	0	未定	未定
玉東町	0	0	0	0	未定	未定
和水町	0	0	0	0	未定	未定
南関町	0	0	0	0	未定	未定

補助制度等	
関係市町の負担の考え方	甲の研修委託料を参加人数で除した額（以下「1人当たりの費用」という。）を乙が参加費として負担する。ただし、1人当たりの費用が5,000円を超える場合は、5,000円。

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	調査・研究		→			
	研修実施計画策定			→	→	
	研修の実施					→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値		目標値（達成年度）
		（調査時点）	（進捗調査時点）	
	合同専門研修の参加人数	０人（Ｈ２８年度）	のべ０人（Ｒ元年度）	のべ４５人（Ｒ３年度）

3-2　その他

取組項目	①行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の共同設置に向けた調査研究事業
協定書の内容	行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の、将来的な共同設置に向けた調査及び研究を行う。

事業名	【番号 3-2-①-1】 行政不服審査法に係る第三者機関の共同設置調査研究事業					関係市町	
						○	○	○	○
事業概要	**行政不服審査法***第 81 条に規定する附属機関については、各市町において設置しているところであるが、将来的に当該附属機関を共同設置することにより、地方公共団体の執行機関を簡素化し、経費の節減を図り、合理的な行政運営が図れるかについて調査研究を行う。					玉名市	玉東町	和水町	南関町
						甲	乙		
役割分担	甲の役割	第三者機関の共同設置に向けて調査研究を行う。							
	乙の役割								

概算事業費（千円）	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
	0	0	0	0	0	0
玉名市	0	0	0	0	0	0
玉東町	0	0	0	0	0	0
和水町	0	0	0	0	0	0
南関町	0	0	0	0	0	0

補助制度等	
関係市町の負担の考え方	

実施期間	取組内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	調査研究		→	→	→	→

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	指標	現状値		目標値（達成年度）
		（調査時点）	（進捗調査時点）	
	調査研究会議の実施	０回（Ｈ２８年）	０回（Ｒ元年）	５回（Ｒ３年）

用語説明

行政不服審査法

行政不服審査法とは、行政庁（国、県、市町村等）の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めた法律である。

不服申立てに際しては、審理の公平性及び透明性を高めるため、処分に関与しない審理員が審理手続を行うとともに、決裁の客観性及び公平性を高めるために有識者からなる第三者機関が審査のチェックを行うものである。

7　資料

（1）玉名圏域定住自立圏形成の経緯

●玉名市長が定住自立圏構想への取り組みを指示　　平成 26 年 4 月

●定住自立圏構想に関する検討会　　平成 26 年 5 月～

市町の担当課職員で定住自立圏構想に沿って連携・協力できる取り組み内容を検討。

●中心市宣言　　平成 27 年 7 月 3 日

平成 27 年第 3 回定例会（6 月議会）の閉会後、市長が中心市宣言を行う。

●玉名圏域定住自立圏形成準備会議幹事会　　平成 27 年 9 月～

協定内容の検討・調整等を行うため、関係市町の定住自立圏担当部課長で構成。必要に応じて随時開催。

●玉名圏域定住自立圏形成準備会議分科会

①医療福祉、②子育て、③高齢福祉、④生涯学習、⑤農林水産、⑥防災、⑦商工観光、⑧環境、⑨企画、⑩総務、⑪消費生活、⑫建設、の分野毎に「分科会」を設置し、連携して取り組む事業を検討。

●各市町議会において「協定の締結について」議決　　平成 28 年 6 月～7 月

●玉名圏域定住自立圏形成協定の締結　　平成 28 年 8 月 8 日

1 市 3 町で協定書の合同調印式を行い、協定書を締結。

●第 1 回玉名圏域定住自立圏形成推進会議　　平成 28 年 8 月 8 日

●玉名圏域定住自立圏形成推進会議幹事会　　平成 28 年 9 月～

共生ビジョンの検討・調整等を行うため、関係市町の定住自立圏担当部課長で構成。必要に応じて随時開催。

●玉名圏域定住自立圏形成推進会議分科会

①医療福祉、②子育て、③高齢福祉、④生涯学習、⑤農林水産、⑥商工、⑦消費生活、⑧建設、⑨企画、⑩観光、⑪総務、の分科会で、定住自立圏で取り組む具体的な事業を検討。

●第 1 回玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会　　平成 28 年 9 月 7 日

●第 2 回玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会　　平成 29 年 1 月 18 日

●第 3 回玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会　　平成 29 年 2 月 13 日

●第 2 回玉名圏域定住自立圏形成推進会議　　平成 29 年 3 月 21 日

●玉名圏域定住自立圏共生ビジョン策定　　平成 29 年 3 月 23 日

●第 4 回玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会　　平成 30 年 3 月 13 日

●第 3 回玉名圏域定住自立圏形成推進会議　　平成 30 年 3 月 29 日

●玉名圏域定住自立圏共生ビジョン改定　　平成 30 年 3 月 31 日

●第 5 回玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会　　平成 30 年 10 月 29 日
●第 4 回玉名圏域定住自立圏形成推進会議　　平成 30 年 11 月 2 日
●玉名圏域定住自立圏共生ビジョン改定　　平成 30 年 11 月 2 日
●第 6 回玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会　　平成 31 年 2 月 20 日
●第 5 回玉名圏域定住自立圏形成推進会議　　平成 31 年 3 月 19 日
●玉名圏域定住自立圏共生ビジョン改定　　平成 31 年 3 月 19 日
●第 7 回玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会　　令和 2 年 2 月 17 日
●第 6 回玉名圏域定住自立圏形成推進会議　　令和 2 年 3 月 5 日
●玉名圏域定住自立圏共生ビジョン改定　　令和 2 年 3 月 5 日

（２）中心市宣言

中心市宣言

玉東町、南関町、長洲町、和水町及び玉名市からなる玉名圏域は、「１０世紀末頃から、現在に近い形での地域分化が進んだ」という記述が『玉名市史・通史篇』に見受けられます。この圏域は、古来より海・山・川の豊かな自然の恩恵を受け続け、暮らしやすい環境に恵まれています。１４世紀初め頃には、本市の高瀬津（みなと）が全国的な交通の港としての機能を持つようになり、近世（きんせい）においては菊池川を利用した舟での物資輸送が盛んに行われるようになったこともあり、玉名郡内の人の往来も活況を呈したようです。明治４年の廃藩置県から始まる地域の編成は、昭和、平成の各時代で繰り返されていますが、圏域内では今日にいたるまで、経済、教育、文化、スポーツ、住民生活など、多くの分野で自治体枠を超えた交流が続いております。

本市では、平成１７年１０月の１市３町による合併を経て、平成１９年に「信頼と勇気ある改革」の基本理念のもと「人と自然がひびきあう　県北の都　玉名」を将来都市像とする「玉名市総合計画」を策定し、市民や事業所と行政による「協働のまちづくり」を進めています。一方、圏域では、昭和４５年に市町村合併前の２市８町で有明広域市町村圏協議会が設置されました。その後、圏域内の一部事務組合を複合化し、平成６年に有明広域行政事務組合が設立されたことで、医療・福祉・消防・衛生など幅広い分野で連携・協力の取り組みなど、強い結びつきがあります。

今日、我が国では少子高齢社会が急速に進行している現状に加え、「人口が減少する。」という将来的な見通しがある中、圏域においても圏域外に人口が流出しないよう、その地域的特色を活かしながら、子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域をつくることが必要となってきます。各自治体の取り組みをより効果的なものとするには、自治体同士の連携をより強化し補うことで、地域住民の暮らしにおいて不足する機能を確保し、圏域全体の社会・経済活動の活性化に寄与する取り組みを行うことが不可欠と考えます。

今後の玉名圏域発展のために、本市が、「定住自立圏」を形成する中心的な役割を担い、圏域自治体の力を結集し、都市機能や生活機能の充実を図ることをもって、圏域住民の郷土愛を育む「いつまでも住みたいまちづくり」の実現を目指し、定住自立圏構想における「中心市」として、率先垂範して取り組んでいくことを、ここに宣言します。

平成２７年７月３日

玉名市長　髙嵜　哲哉

（３）玉名圏域定住自立圏形成協定書
①　玉名市と玉東町の協定書

定住自立圏形成協定書

玉名市（以下「甲」という。）と玉東町（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏の形成に関し協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成２０年１２月２６日付け総行応第３９号総務事務次官通知。以下「要綱」という。）第４(1)に規定する中心市宣言をいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙の区域全体の住民福祉の向上及び地域振興を図るため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第２条　甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野における取組について、相互に役割を分担し、協調及び連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野等）

第３条　甲及び乙が連携する政策分野は次に掲げるとおりとし、当該政策分野における取組事項、取組内容及び当該取組に係る甲及び乙の役割は、次の各号に掲げる政策分野の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　生活機能の強化に係る政策分野　別表第１

(2)　結びつきやネットワークの強化に係る政策分野　別表第２

(3)　圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野　別表第３

（事務執行及び費用負担）

第４条　甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。

２　甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担について、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（協定の変更）

第５条　甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、あらかじめ甲及び乙の議会の議決を経た上でこれを定めるものとする。

（協定の廃止）

第６条　甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

２　前項の規定による通告は、議会の議決があったことを証する書類を添えて書面により行うものとする。

３　この協定は、第１項の規定による通告があった日から起算して２年を経過した日にその効力を失う。

（協議）

第７条　この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 28 年 8 月 8 日

甲　玉名市岩崎１６３番地
玉名市
代表者　玉名市長　高峯哲哉

乙　玉名郡玉東町大字木葉７５９番地
玉東町
代表者　玉東町長　前田務津行

別表第１（第３条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1　医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
乳幼児健診に従事する専門医の確保と健診の質の向上	乳幼児健診に携わる小児科医が不足している現状を解決するため連携して小児科医の確保に取り組む。 また、健診従事者の研修等健診の質の向上に資する施策に取り組む。	乙及び関係機関と連携して、健診に係る小児科医の確保及び健診の質の向上に取り組む。	甲と連携し、健診に係る小児科医の確保及び健診の質の向上に取り組む。
予防接種業務の連携	予防接種事務の円滑化・適正化を目的とした担当者会議を行い、制度変更への対応や接種率向上に向けた取組を連携して行う。	乙及び関係機関と連携して、予防接種事務の充実に向けた検討・研究及び調整を行う。	甲及び関係機関と連携して、予防接種事務の充実に向けた検討・研究及び調整を行う。

2　福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
子育て環境の充実	圏域において、子育て家庭に安心して子どもを育てる環境を創るために、相互利用が可能な事業について広域利用の推進を図る。 また、圏域内で子育て関係の人材育成や子育て関係機関のネットワーク化等に取り組む。	甲が実施する子ども子育て支援事業のうち、広域利用が可能な事業について、乙との連携をもって事業展開を図る。 また、乙及び子育て関係機関と連携し、子育て関係者の交流・資質向上に係る取組や子育て関係機関のネットワーク構築に係る取組の調整を行う。	乙が実施する子ども子育て支援事業のうち、広域利用が可能な事業について、甲との連携をもって事業展開を図るとともに、甲が実施する事業を乙の住民が利用する場合は、必要な支援を行う。 また、甲及び子育て関係機関が中心となって実施される子育て関係者の交流・資質向上に係る取組や子育て関係機関のネットワーク構築に係る取組に、乙の区域内の子育て関係者や子育て関係機関への積極的な参加調整を行う。
地域包括ケアの充実	認知症施策の向上や医療介護連携の体制整備を促進するための調査・研究を行う協議会を設け、地域包括ケアの充実に資する取組を推進する。	甲の主宰する協議会に参画し、甲及び関係機関と連携して必要な事務を行う協議会を主宰し、乙及び関係機関と連携して地域包括ケアの充実に取り組む。	甲と連携して、地域包括ケアの充実に取り組む。

3　教育

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の図書館の相互利用	圏域内の図書館における相互利用を図り、圏域住民の教養の向上に取り組む。	乙及び関係機関と連携して、圏域住民の圏域内図書館の相互利用を推進する。	甲と連携して、圏域住民の圏域内図書館の相互利用を推進する。

4　産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
新規就農希望者への支援	圏域内における新規就農希望者への支援に取り組む。	就農に係る研修受入先を発掘し、及び確保し、乙と情報の共有を図り、圏域内での就農を希望する圏域住民を支援する。	乙の区域内において就農に係る研修受入先を発掘し、及び確保し、甲と情報の共有を図り、圏域内での就農を希望する圏域住民を支援する。
農林水産業に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲及び情報共有	各地区での対策に加え、圏域で連携して農林水産物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲や被害防止対策に取り組む。 また併せて、捕獲された鳥獣の処置に係る対策についての調査及び研究を行う。	乙と協力して、農林水産物に被害を及ぼす有害鳥獣に対する防護対策を図り、併せて、捕獲された鳥獣の処置に係る対策についての調査及び研究を行う。	甲と農林水産物に被害を及ぼす有害鳥獣の情報共有を図り、連携して農林水産物の防護対策を図る。 また併せて、捕獲された鳥獣の処置に係る対策についての調査及び研究を行う。
圏域地場企業への就労支援	地元での就職を望む圏域住民等に対して、圏域内の地場企業を知る機会を提供するなど、連携して就業機会の創出を図るとともに、圏域内における就労を推進する。	乙及び地場企業と連携して就業機会の創出を図るとともに、圏域内における就労を推進する。	甲及び地場企業と連携して就業機会の創出を図るとともに、圏域内における就労を推進する。

5　その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談窓口の体制整備	圏域における消費生活に関する安心・安全を確保し、圏域内で消費生活相談が円滑に実施できるよう、消費者行政等の情報交換を行い、相談（職）員の資質向上を図る。	乙と連携し、圏域内で消費生活相談が円滑に実施できるよう、消費者行政等の情報交換を行い、相談（職）員の資質向上に資する取組を企画し、調整を図る。	甲と連携し、圏域内で消費生活相談が円滑に実施できるよう、消費者行政等の情報交換を行い、相談（職）員の資質向上を推進するため関係機関への研修派遣を実施する。

別表第２（第３条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

１　交通インフラの整備

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
有明海沿岸道路の早期整備促進	圏域外から圏域への観光や物流に大きな影響があると思われる「有明海沿岸道路」の全線開通に向けた諸要望活動を実施する。	乙及び近隣自治体と連携して、「有明海沿岸道路」の全線開通に向けて、関係機関への要望活動に取り組む。	甲と連携し、「有明海沿岸道路」の全線開通に向けて、関係機関への要望活動に取り組む。
広域の道路整備促進	住民生活の利便性向上に関連する道路整備を計画・実施する。	乙及び関係機関と連携し、住民生活の利便性向上や圏域外へのアクセス機能向上に関連する道路の整備を計画・実施する。	甲及び関係機関と連携し、住民生活の利便性向上や圏域外へのアクセス機能向上に関連する道路の整備を計画・実施する。

２　地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
公共交通の維持、利便性向上及び活性化	持続可能な地域公共交通網の形成に向けた基幹公共交通の機能強化や利便性の向上及び活性化のための取組や課題を調査・検討・実施する。	乙及び近隣自治体並びに交通事業者等の他二者等と協議・調整を図りながら、地域公共交通網の維持や利便性向上及び活性化のための取組や課題を調査・検討・実施する。	甲及び近隣自治体並びに交通事業者等の関係者等と協議・調整を図りながら、地域公共交通網の維持や利便性向上及び活性化のための取組や課題を調査・検討・実施する。

３　圏域内外の住民との交流及び移住の促進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
移住定住の促進	圏域への移住・定住を促進するため、連携しての取組を行い、都市部等へ圏域の魅力を情報発信する。	乙及び関係近隣町と連携して、都市圏等で開催される移住定住相談会等への参加、あるいは圏域合同による個別相談会等を企画・開催することを通して、圏域の住環境の魅力を情報発信し、圏域への移住定住の促進に取り組む。	甲及び関係近隣町と連携して、都市圏等で開催される移住定住相談会等への参加を通して、圏域の住環境の魅力を情報発信し、圏域への移住定住の促進に取り組む。

空き家バンク制度等の圏域活用	圏外からの移住・定住希望者の多様な居住需要の要望に迅速に対応するために、連携近隣自治体間で空き家情報等を共有した上で、希望者に情報提供する。	乙及び連携近隣自治体の空き家及び分譲宅地情報等を共有し、甲のホームページ等で情報提供を行う。	甲及び連携近隣自治体の空き家及び分譲宅地情報等を共有し、乙のホームページ等で情報提供を行う。

４　観光等の推進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
滞地型プログラムの形成	圏域の豊かな交流資源の保全と活用を目指し、「滞在型観光」のプログラムを作成し、観光客等の誘致を図る。	乙及び関係機関との協議をもって、圏域内の観光に係る「体験型プログラム」を作成し、観光客等の誘致を図る。	甲及び関係機関との協議をもって、圏域内の観光に係る「体験型プログラム」を作成し、観光客等の誘致を図る。
スポーツ合宿等の共同誘致・開催	圏外の趣味の範囲でスポーツ等競技を行う団体の合宿等の受入環境整備及び誘致活動を行う。	乙及び連携近隣自治体と共同で、スポーツ等競技を行う団体の合宿等の受入環境整備及び誘致活動を行う。	甲及び連携近隣自治体と共同で、スポーツ等競技を行う団体の合宿等の受入環境整備及び誘致活動を行う。

別表第３（第３条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

１　圏域内における人材育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
自治体職員合同研修会の実施	圏域内自治体職員の資質向上を図るため、合同での職員研修を行う。	職員の資質向上に資することを目的として企画した研修等に、乙の職員等が参加する機会を提供する。	職員の資質向上に資することを目的として、甲が実施する職員研修に、乙の必要に応じて職員を参加させる。

２　その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の共同設置に向けた調査研究事業	行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の、将来的な共同設置に向けた調査及び研究を行う。	乙及び近隣自治体と連携して、行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の、将来的な共同設置に向けた調査及び研究を行う。	甲と連携して、行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の、将来的な共同設置に向けた調査及び研究を行う。

②　玉名市と和水町の協定書

定住自立圏形成協定書

玉名市（以下「甲」という。）と和水町（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏の形成に関し協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成２０年１２月２６日付け総行応第３９号総務事務次官通知。以下「要綱」という。）第４(1)に規定する中心市宣言をいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙の区域全体の住民福祉の向上及び地域振興を図るため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第２条　甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野における取組について、相互に役割を分担し、協調及び連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野等）

第３条　甲及び乙が連携する政策分野は次に掲げるとおりとし、当該政策分野における取組事項、取組内容及び当該取組に係る甲及び乙の役割は、次の各号に掲げる政策分野の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　生活機能の強化に係る政策分野　別表第１

(2)　結びつきやネットワークの強化に係る政策分野　別表第２

(3)　圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野　別表第３

（事務執行及び費用負担）

第４条　甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。

２　甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担について、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（協定の変更）

第５条　甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、あらかじめ甲及び乙の議会の議決を経た上でこれを定めるものとする。

（協定の廃止）

第６条　甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

２　前項の規定による通告は、議会の議決があったことを証する書類を添えて書面により行うものとする。

３　この協定は、第１項の規定による通告があった日から起算して２年を経過した日にその効力を失う。

（協議）

第７条　この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 28 年 8 月 8 日

甲　玉名市岩崎１６３番地
玉名市
代表者　玉名市長　高峰智哉

乙　玉名郡和水町江田３８８６番地
和水町
代表者　和水町長　福原秀治

別表第１（第３条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1　医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
乳幼児健診に従事する専門医の確保と健診の質の向上	乳幼児健診に携わる小児科医が不足している現状を解決するため連携して小児科医の確保に取り組む。 また、健診従事者の研修等健診の質の向上に資する施策に取り組む。	乙及び関係機関と連携して、健診に係る小児科医の確保及び健診の質の向上に取り組む。	甲と連携し、健診に係る小児科医の確保及び健診の質の向上に取り組む。
予防接種業務の連携	予防接種事務の円滑化・適正化を目的とした担当者会議を行い、制度変更への対応や接種率向上に向けた取組を連携して行う。	乙及び関係機関と連携して、予防接種事務の充実に向けた検討・研究及び調整を行う。	甲及び関係機関と連携して、予防接種事務の充実に向けた検討・研究及び調整を行う。

2　福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
子育て環境の充実	圏域において、子育て家庭に安心して子どもを育てる環境を創るために、相互利用が可能な事業について広域利用の推進を図る。 また、圏域内で子育て関係の人材育成や子育て関係機関のネットワーク化等に取り組む。	甲が実施する子ども子育て支援事業のうち、広域利用が可能な事業について、乙との連携をもって事業展開を図る。 また、乙及び子育て関係機関と連携し、子育て関係者の交流・資質向上に係る取組や子育て関係機関のネットワーク構築に係る取組の調整を行う。	乙が実施する子ども子育て支援事業のうち、広域利用が可能な事業について、甲との連携をもって事業展開を図るとともに、甲が実施する事業を乙の住民が利用する場合は、必要な支援を行う。 また、甲及び子育て関係機関が中心となって実施される子育て関係者の交流・資質向上に係る取組や子育て関係機関のネットワーク構築に係る取組に、乙の区域内の子育て関係者や子育て関係機関への積極的な参加調整を行う。
地域包括ケアの充実	認知症施策の向上や医療介護連携の体制整備を促進するための調査・研究を行う協議会を設け、地域包括ケアの充実に資する取組を推進する。	甲及び関係機関と連携して地域包括ケアの充実に取り組む。	甲と連携して、地域包括ケアの充実に取り組む。

3　教育

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の図書館の相互利用	圏域内の図書館における相互利用を図り、圏域住民の教養の向上に取り組む。	乙及び関係機関と連携して、圏域住民の圏域内図書館の相互利用を推進する。	甲と連携して、圏域住民の圏域内図書館の相互利用を推進する。

4　産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
新規就農希望者への支援	圏域内における新規就農希望者への支援に取り組む。	就農に係る研修受入先を発掘し、及び確保し、乙と情報の共有を図り、圏域内での就農を希望する圏域住民を支援する。	乙の区域内において就農に係る研修受入先を発掘し、及び確保し、甲と情報の共有を図り、圏域内での就農を希望する圏域住民を支援する。
農林水産物に被害を及ぼす有害鳥獣の情報共有	各地区での対策に加え、圏域で連携して農林水産物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲や被害防止対策に取り組む。 また併せて、捕獲された鳥獣の処置に係る対策についての調査及び研究を行う。	乙と協力して、農林水産物に被害と及ぼす有害鳥獣に対する防護対策を図り、併せて、捕獲された鳥獣の処置に係る対策についての調査及び研究を行う。	甲と農林水産物に被害を及ぼす有害鳥獣の情報共有を図り、連携して農林水産物の防護対策を図る。 また併せて、捕獲された鳥獣の処置に係る対策についての調査及び研究を行う。
圏域地場企業への就労支援	地元での就職を望む圏域住民等に対して、圏域内の地場企業を知る機会を提供するなど、連携して就業機会の創出を図るとともに、圏域内における就労を推進する。	乙及び地場企業と連携して就業機会の創出を図るとともに、圏域内における就労を推進する。	甲及び地場企業と連携して就業機会の創出を図るとともに、圏域内における就労を推進する。

5　その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談窓口の体制整備	圏域における消費生活に関する安心・安全を確保し、圏域内で消費生活相談が円滑に実施できるよう、消費者行政等の情報交換を行い、相談（職）員の資質向上を図る。	乙と連携し、圏域内で消費生活相談が円滑に実施できるよう、消費者行政等の情報交換を行い、相談（職）員の資質向上に資する取組を企画し、調整を図る。	甲と連携し、圏域内で消費生活相談が円滑に実施できるよう、消費者行政等の情報交換を行い、相談（職）員の資質向上を推進するため関係機関への研修派遣を実施する。

別表第２（第３条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1　交通インフラの整備

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
有明海沿岸道路の早期整備促進	圏域外から圏名圏域への観光や物流に大きな影響があると思われる「有明海沿岸道路」の全線開通に向けた諸要望活動を実施する。	乙及び近隣自治体と連携して、「有明海沿岸道路」の全線開通に向けて、関係機関への要望活動に取り組む。	甲と連携し、「有明海沿岸道路」の全線開通に向けて、関係機関への要望活動に取り組む。
広域の道路整備促進	住民生活の利便性向上に関連する道路整備を計画・実施する。	乙及び関係機関と連携し、住民生活の利便性向上や圏域外へのアクセス機能向上に関連する道路の整備を計画・実施する。	甲及び関係機関と連携し、住民生活の利便性向上や圏域外へのアクセス機能向上に関連する道路の整備を計画・実施する。

2　地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
公共交通の維持、利便性向上及び活性化	持続可能な地域公共交通網の形成に向けた基幹公共交通の機能強化や利便性の向上及び活性化のための取組や課題を調査・検討・実施する。	乙及び近隣自治体並びに交通事業者等の関係者等と協議・調整を図りながら、地域公共交通網の維持や利便性向上及び活性化のための取組や課題を調査・検討・実施する。	甲及び近隣自治体並びに交通事業者等の関係者等と協議・調整を図りながら、地域公共交通網の維持や利便性向上及び活性化のための取組や課題を調査・検討・実施する。

3　圏域内外の住民との交流及び移住の促進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
移住定住の促進	圏域への移住・定住を促進するため、連携しての取組を行い、都市部等へ圏域の魅力を情報発信する。	乙及び関係近隣町と連携して、都市圏等で開催される移住定住相談会等への参加、あるいは圏域合同による同相談会等を企画・開催することを通して、圏域の住環境の魅力を情報発信し、圏域への移住定住の促進に取り組む。	甲及び関係近隣町と連携して、都市圏等で開催される移住定住相談会等への参加を通して、圏域の住環境の魅力を情報発信し、圏域への移住定住の促進に取り組む。

空き家バンク制度等の圏域活用	圏外からの移住・定住希望者の多様な居住環境の要望に迅速に対応するために、連携近隣自治体間で空き家情報等を共有した上で、希望者に情報提供する。	乙及び連携近隣自治体の空き家及び分譲宅地情報等を共有し、甲のホームページ等で情報提供を行う。	甲及び連携近隣自治体の空き家及び分譲宅地情報等を共有し、乙のホームページ等で情報提供を行う。

4　観光等の推進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
着地型プログラムの形成	圏域の豊かな交流資源の保全と活用を目指し、「滞在型観光」のプログラムを作成し、観光客等の誘致を図る。	乙及び関係機関との協議をもって、圏域内の観光に係る「体験型プログラム」を作成し、観光客等の誘致を図る。	甲及び関係機関との協議をもって、圏域内の観光に係る「体験型プログラム」を作成し、観光客等の誘致を図る。
スポーツ合宿等の共同誘致・開催	圏外の趣味の範囲でスポーツ等競技を行う団体の合宿等の受入環境整備及び誘致活動を行う。	乙及び連携近隣自治体と共同で、スポーツ等競技を行う団体の合宿等の受入環境整備及び誘致活動を行う。	甲及び連携近隣自治体と共同で、スポーツ等競技を行う団体の合宿等の受入環境整備及び誘致活動を行う。
物産館ネットワークの構築	玉名地域の特産品の認知度向上や販路拡大につながる取組について、物産館間における意見交換会等の開催を支援する。	乙と連携し、物産館間の協力体制の構築に向けた支援を行う。	甲と連携し、物産館間の協力体制の構築に向けた支援を行う。

別表第３（第３条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1　圏域内における人財育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
自治体職員合同研修会の実施	圏域内自治体職員の資質向上を図るため、合同での職員研修を行う。	職員の資質向上に資することを目的として企画した研修等に、乙の職員等が参加する機会を提供する。	職員の資質向上に資することを目的として、甲が実施する職員研修に、乙の必要に応じて職員を参加させる。

2　その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の共同設置に向けた調査研究事業	行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の、将来的な共同設置に向けた調査及び研究を行う。	乙及び近隣自治体と連携して、行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の、将来的な共同設置に向けた調査及び研究を行う。	甲と連携して、行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の、将来的な共同設置に向けた調査及び研究を行う。

③　玉名市と南関町の協定書

定住自立圏形成協定書

玉名市（以下「甲」という。）と南関町（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏の形成に関し協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成２０年１２月２６日付け総行応第３９号総務事務次官通知。以下「要綱」という。）第４(1)に規定する中心市宣言をいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙の区域全体の住民福祉の向上及び地域振興を図るため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第２条　甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野における取組について、相互に役割を分担し、協議及び連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野等）

第３条　甲及び乙が連携する政策分野は次に掲げるとおりとし、当該政策分野における取組事項、取組内容及び当該取組に係る甲及び乙の役割は、次の各号に掲げる政策分野の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

⑴　生活機能の強化に係る政策分野　別表第１

⑵　結びつきやネットワークの強化に係る政策分野　別表第２

⑶　圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野　別表第３

（事務執行及び費用負担）

第４条　甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。

２　甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担について、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（協定の変更）

第５条　甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、あらかじめ甲及び乙の議会の議決を経た上でこれを定めるものとする。

（協定の廃止）

第６条　甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

２　前項の規定による通告は、議会の議決があったことを証する書類を添えて書面により行うものとする。

３　この協定は、第１項の規定による通告があった日から起算して２年を経過した日にその効力を失う。

（協議）

第７条　この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 28年 8月 8日

甲　玉名市岩崎１６３番地
玉名市
代表者　玉名市長　高峯哲哉

乙　玉名郡南関町大字関町１３１６番地
南関町
代表者　南関町長　佐藤安秀

別表第１（第３条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

１　医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
乳幼児健診に従事する専門医の確保と健診の質の向上	乳幼児健診に携わる小児科医が不足している現状を解決するため連携して小児科医の確保に取り組む。 また、健診従事者の研修等健診の質の向上に資する施策に取り組む。	乙及び関係機関と連携して、健診に係る小児科医の確保及び健診の質の向上に取り組む。	甲と連携し、健診に係る小児科医の確保及び健診の質の向上に取り組む。
予防接種業務の連携	予防接種事務の円滑化・適正化を目的とした担当者会議を行い、制度変更への対応や接種率向上に向けた取組を連携して行う。	乙及び関係機関と連携して、予防接種事務の充実に向けた検討・研究及び調整を行う。	甲及び関係機関と連携して、予防接種事務の充実に向けた検討・研究及び調整を行う。

２　福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
子育て環境の充実	圏域において、子育て家庭に安心して子どもを育てる環境を創るために、相互利用が可能な事業について広域利用の推進を図る。 また、圏域内で子育て関係の人材育成や子育て関係機関のネットワーク化等に取り組む。	甲が実施する子ども子育て支援事業のうち、広域利用が可能な事業について、乙との連携をもって事業展開を図る。 また、乙及び子育て関係機関と連携し、子育て関係者の交流・資質向上に係る取組や子育て関係機関のネットワーク構築に係る取組の調整を行う。	乙が実施する子ども子育て支援事業のうち、広域利用が可能な事業について、甲との連携をもって事業展開を図るとともに、甲が実施する事業を乙の住民が利用する場合は、必要な支援を行う。 また、甲及び子育て関係機関が中心となって実施される子育て関係者の交流・資質向上に係る取組や子育て関係機関のネットワーク構築に係る取組に、乙の区域内の子育て関係者や子育て関係機関への積極的な参加調整を行う。
地域包括ケアの充実	認知症施策の向上や医療介護連携の体制整備を促進するため	認知症施策の向上や医療介護連携の体制整備を促進するための調査・研究を行う協議会を設け、地域包括ケアの充実に資する取組を推進する。	甲の主宰する協議会に参画し、甲及び関係機関と連携して必要な事務を行い、地域包括ケアの充実に取り組む。

３　教育

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の図書館の相互利用	圏域内の図書館における相互利用を図り、圏域住民の教養の向上に取り組む。	乙及び関係機関と連携して、圏域住民の圏域内図書館の相互利用を推進する。	甲と連携して、圏域住民の圏域内図書館の相互利用を推進する。

４　産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
新規就農希望者への支援	圏域内における新規就農希望者への支援に取り組む。	就農に係る研修受入先を業種し、及び確保し、乙と情報の共有を図り、圏域内での就農を希望する圏域住民を支援する。	乙の区域内において就農に係る研修受入先を業種し、及び確保し、甲と情報の共有を図り、圏域内での就農を希望する圏域住民を支援する。
農林水産業に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲及び情報共有	各地区での対策に関し、圏域で連携して農林水産物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲や被害防止対策に取り組む。 また併せて、捕獲された鳥獣の処置に係る対策についての調査及び研究を行う。	乙と協力して、農林水産物に被害を及ぼす有害鳥獣の情報共有を図り、連携して農林水産物の防護対策を図る。 また併せて、捕獲された鳥獣の処置に係る対策についての調査及び研究を行う。	甲と農林水産物に被害を及ぼす有害鳥獣の情報共有を図り、連携して農林水産物の防護対策を図る。 また併せて、捕獲された鳥獣の処置に係る対策についての調査及び研究を行う。
圏域地場企業への就労支援	地元での就職を望む圏域住民等に対して、圏域内の地場企業を知る機会を提供するなど、連携して就業機会の創出を図るとともに、圏域内における就労を推進する。	乙及び地場企業と連携して就業機会の創出を図るとともに、圏域内における就労を推進する。	甲及び地場企業と連携して就業機会の創出を図るとともに、圏域内における就労を推進する。

５　その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談窓口の体制整備	圏域における消費生活に関する安心・安全を確保し、圏域内で消費生活相談が円滑に実施できるよう、消費者行政等の情報交換を行い、相談（職）員の資質向上を図る。	乙と連携し、圏域内で消費生活相談が円滑に実施できるよう、消費者行政等の情報交換を行い、相談（職）員の資質向上に資する取組を企画し、調整を図る。	甲と連携し、圏域内で消費生活相談が円滑に実施できるよう、消費者行政等の情報交換を行い、相談（職）員の資質向上を推進するため関係機関への研修派遣を実施する。

別表第２（第３条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1　交通インフラの整備

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
有明海沿岸道路の早期整備促進	圏域外から圏域への観光や物流に大きな影響があると思われる「有明海沿岸道路」の全線開通に向けた諸要望活動を実施する。	乙及び近隣自治体と連携して、「有明海沿岸道路」の全線開通に向けて、関係機関への要望活動に取り組む。	甲と連携し、「有明海沿岸道路」の全線開通に向けて、関係機関への要望活動に取り組む。
広域の道路整備促進	住民生活の利便性向上に関連する道路整備を計画・実施する。	乙及び関係機関と連携し、住民生活の利便性向上や圏域外へのアクセス機能向上に関連する道路の整備を計画・実施する。	甲及び関係機関と連携し、住民生活の利便性向上や圏域外へのアクセス機能向上に関連する道路の整備を計画・実施する。

2　地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
公共交通の維持、利便性向上及び活性化	持続可能な地域公共交通網の形成に向けた基幹公共交通の機能強化や利便性の向上及び活性化のための取組や課題を調査・検討・実施する。	乙及び近隣自治体並びに交通事業者等の関係者等と協議・調整を図りながら、地域公共交通網の維持や利便性向上及び活性化のための取組や課題を調査・検討・実施する。	甲及び近隣自治体並びに交通事業者等の関係者等と協議・調整を図りながら、地域公共交通網の維持や利便性向上及び活性化のための取組や課題を調査・検討・実施する。

3　圏域内外の住民との交流及び移住の促進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
移住定住の促進	圏域への移住・定住を促進するため、連携しての取組を行い、都市部等へ圏域の魅力を情報発信する。	乙及び隣接近隣町と連携して、都市圏等で開催される移住定住相談会等への参加、あるいは圏域合同による同相談会等を企画・開催することを通して、圏域の住環境の魅力を情報発信し、圏域への移住定住の促進に取り組む。	甲及び関係近隣町と連携して、都市圏等で開催される移住定住相談会等への参加を通して、圏域の住環境の魅力を情報発信し、圏域への移住定住の促進に取り組む。

空き家バンク制度等の圏域活用	圏外からの移住・定住希望者の多様な居住環境の要望に迅速に対応するために、連携近隣自治体間で空き家情報等を共有した上で、希望者に情報提供する。	乙及び連携近隣自治体の空き家及び分譲宅地情報等を共有し、甲のホームページ等で情報提供を行う。	甲及び連携近隣自治体の空き家及び分譲宅地情報等を共有し、乙のホームページ等で情報提供を行う。

4　観光等の推進

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
着地型プログラムの形成	圏域の豊かな交流資源の保全と活用を目指し、「滞在型観光」のプログラムを作成し、観光客等の誘致を図る。	乙及び関係機関との協議をもって、圏域内の観光に係る「体験型プログラム」を作成し、観光客等の誘致を図る。	甲及び関係機関との協議をもって、圏域内の観光に係る「体験型プログラム」を作成し、観光客等の誘致を図る。

別表第３（第３条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1　圏域内における人材育成

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
自治体職員合同研修会の実施	圏域内自治体職員の資質向上を図るため、合同での職員研修を行う。	職員の資質向上に資することを目的として企画した研修等に、乙の職員等が参加する機会を提供する。	職員の資質向上に資することを目的として、甲が実施する職員研修に、乙の必要に応じて職員を参加させる。

2　その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の共同設置に向けた調査研究事業	行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の、将来的な共同設置に向けた調査及び研究を行う。	乙及び近隣自治体と連携して、行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の、将来的な共同設置に向けた調査及び研究を行う。	甲と連携して、行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の、将来的な共同設置に向けた調査及び研究を行う。

（４）玉名圏域定住自立圏形成推進会議規約

玉名圏域定住自立圏形成推進会議規約

（名称）

第１条　本会議は、玉名圏域定住自立圏形成推進会議（以下「推進会議」という。）という。

（目的）

第２条　推進会議は、玉名市、玉東町、和水町及び南関町（以下「構成市町」という。）が定住自立圏構想推進要綱（平成２０年１２月２６日付け総行応第３９号総務事務次官通知）における定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）に基づく事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

（組織及び所掌事務）

第３条　推進会議は、構成市町の市長及び町長を委員として組織する。

２　推進会議に会長を置き、玉名市長をもってこれに充てる。

３　推進会議の会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

４　推進会議は、次に掲げる事項について協議し、合意形成を図るものとする。

⑴　共生ビジョンに関すること。

⑵　その他定住自立圏構想の推進に係る重要事項に関すること。

（会議）

第４条　推進会議は、推進会議の会長が招集し、会議の議長となる。

２　推進会議の会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

（幹事会）

第５条　推進会議に幹事会を置く。

２　幹事会は、構成市町の広域行政を所掌する部長又は課長をもって構成する。

３　幹事会に会長を置き、玉名市企画経営部長をもってこれに充てる。

４　幹事会は、幹事会の会長が招集し、会議の議長は、幹事会の会長がこれにあたる。

５　幹事会は、次に掲げる事項について協議し、及び調整するものとする。

⑴　推進会議又は共生ビジョン懇談会に付議すべき事項に関すること。

⑵　推進会議からの指示事項又は共生ビジョン懇談会からの指摘事項に関すること。

⑶　共生ビジョンに基づく事業の執行に関すること。

⑷　その他幹事会において必要と認めた事項

６　幹事会の会長は、必要に応じ、幹事会の構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

（分科会）

第６条　幹事会に分科会を置く。

２　分科会は、担任事項に関連する構成市町の職員をもって構成する。

３　分科会に会長を置き、分科会を構成する職員の互選により選任する。

４　分科会に副会長を置くことができる。

５　分科会は、担任事務について調査し、研究し、及び立案するものとする。

６　分科会の会長は、必要に応じ、分科会の構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

（事務局）

第７条　推進会議、幹事会及び分科会の事務局は、玉名市に置く。

（その他）

第８条　この規約に定めるもののほか、玉名圏域定住自立圏形成の推進に関する事務の必要な事項は、別に定める。

附　則

この規約は、平成２８年８月８日から施行する。

（５）玉名圏域定住自立圏形成推進会議体制

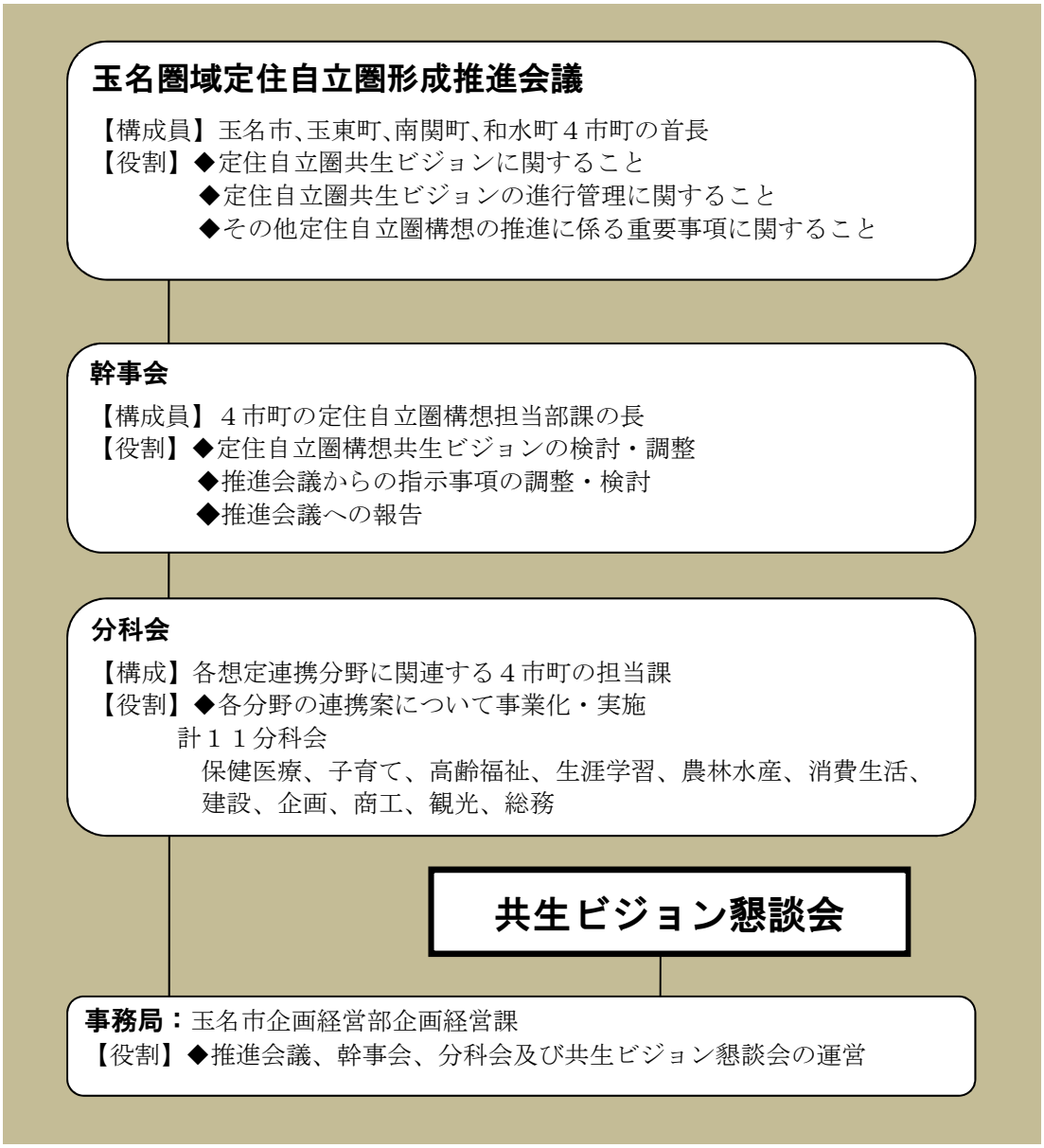

（６）玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

※　任期：平成３０年１０月２９日から令和２年１０月２８日までの２年間
※　順不同

	氏　名	所属、勤務先等	備考
1	澤田　道夫	熊本県立大学総合管理学部	
2	島﨑　剛	社会福祉法人東翔会　総合ケアセンターたいめい苑	
3	浦田　誓夫	玉名郡市医師会	
4	宮本　章子	幼保連携型認定こども園　岱明幼稚園	
5	中川　貴士	玉名商工会議所	
6	柿添　克也	一般社団法人玉名観光協会	
7	原口　武士	玉名農業協同組合	
8	＜欠員＞		
9	緒方　信也	産交バス株式会社　玉名営業所	
10	坂本　友春	玉東町人権擁護委員	
11	吉田　博喜	元玉東町総務課長	
12	中嶋　範子	社会福祉法人　玉東町社会福祉協議会	
13	平山　正光	和水町商工会	
14	上原　泰臣	ＪＡたまな青壮年部	
15	坂本　一恵	社会福祉法人　和水町社会福祉協議会	
16	立山 比呂志	南関町猟友会	
17	大木 千恵美	社会福祉法人　南関町社会福祉協議会	
18	塩塚　慶子	南関町民生委員	

玉名圏域定住自立圏共生ビジョン

平成 29 年 3 月　発行
平成 30 年 3 月　改訂
平成 30 年 11 月　改訂
平成 31 年 3 月　改訂
令和 2 年 3 月　改訂

編集・発行　玉名市役所企画経営部企画経営課
〒865-8501　熊本県玉名市岩崎 163 番地
電話　（0968）75 - 1213
FAX　（0968）75 - 1166
メールアドレス　kikaku@city.tamana.lg.jp
ホームページ　http://www.city.tamana.lg.jp/